

環境問題の総括

2026年度1Q(2026年4月~6月)

「環境問題の総括」情報源

- 日経新聞電子版 <https://www.nikkei.com/>
 - NIKKEI GX <https://www.nikkei.com/prime/gx>
 - 環境省報道発表 <https://www.env.go.jp/press/>
 - 経済産業省報道発表 https://www.meti.go.jp/press/category_05.html
 - 資源エネルギー庁ニュースリリース https://www.enecho.meti.go.jp/notice/news_release/
 - 国土交通省報道発表 <https://www.mlit.go.jp/pressrelease.html>
 - 官報 <https://kanpou.npb.go.jp/>
 - 衆議院議案情報 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm
 - 環境ビジネスオンライン(無料会員) <https://www.kankyo-business.jp/>
 - 環境新聞オンライン(無料会員) <https://www.kankyo-news.co.jp/>
- <メールマガジン>
- IGESメールマガジン <https://www.iges.or.jp/jp/news/subscriptions>
 - WWF ジャパン <https://www.wwf.or.jp/magazine/>
 - EICネットニュース <https://www.eic.or.jp/members/mailmaga.html>
 - テクノファ環境法改正メールマガジン <https://www.technofer-enews.jp/2021/12/13/post-8899/>
 - HTT実践推進ナビゲーター事業 運営事務局メールマガジン
 - EY Japan メールマガジン
 - LRQAメールマガジン
 - デロイト トーマツメールマガジン
 - 八千代エンジニアリングメールマガジン
 - Sustainable Japanメールマガジン
 - DOWAメールマガジン
 - OnestopESG

2026年度IQ(4月~6月)

今後公表予定 | PIEMS-LabのWebでコメント | パワポ内でコメント | PIEMS-LabのWebにはコメントはありません。

| | 全般 | 気候変動 | 資源循環 | 自然共生 | 化学物質 | 公害対策 |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|------|--------------------------------------|
| グローバル (海外) | | | | | | |
| 日本国内 | <p>「令和8年版環境・資源循環・生物多様性白書」公表 環境省20260606</p> <p>「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」(別冊)実践事例集の公表 環境省20260626</p> | <p>有価証券報告書におけるSSBJ基準への言及について(注意喚起) SSBJ20260529</p> <p>サステナビリティ開示実務対応基準第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」 SSBJ20260611</p> | <p>「循環経済行動計画」策定 首相官邸20260421</p> | | | |
| 法案提出・法令改正など | <p>「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンスの実践」表 環境省20260630</p> | <p>みどり加速化GXプラン(通称:MIDORI BOOST) 農林水産省20260625</p> <p>『建築物省エネ法』改正 国土交通省20260327</p> <p>2024年度の温室効果ガス排出量・吸収量 環境省20260414</p> <p>令和6年度(2024年度)エネルギー需給実績(確報) 経済産業省20260414</p> <p>次期気候変動適応計画の骨子 経済産業省20260626</p> | <p>『PCB特措法』改正 環境省20260410</p> <p>『廃棄物処理法』改正 環境省20260410</p> <p>『太陽電池再資源法』公布 官報20260605</p> <p>『リチウムイオン電池総合対策ポータルサイト』の公開 環境省20260617</p> <p>第五次循環型社会形成推進基本計画の点検 環境省2026</p> | | | <p>『下水道法』等一部改正 国土交通省20260327</p> |
| 企業 | | | | | | |
| 印刷業界 | <p>印刷産業環境ビジョン2050 日印産連20260408</p> | | | | | |
| | | | | <p>令和7年度外来生物問題等認知度調査等の結果 環境省20260609</p> | | |

第221回国会で提出された環境関連法

国土交通省

・下水道法等の一部を改正する法律案

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000722.html、審議状況：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DE2362.htm

閣議決定：3月27日、第221回国会、議案番号：38、本会議議決日：審議中、公布：審議中 法律第号

概要：埼玉県八潮市で発生した老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故を受けて、強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施および事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的に提案。

・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案

https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_001129.html、審議状況：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DE2376.htm

閣議決定：3月27日、第221回国会、議案番号：39、本会議議決日：審議中、公布：審議中 法律第号

概要：建築物のライフサイクル全体での脱炭素化の促進、省エネ性能の一層の向上により、2050年カーボンニュートラルの実現を図るため、建築物のライフサイクルカーボン評価制度、先進的な省エネ技術の評価する大臣認定、上位住宅トップランナー制、建築物の環境性能の第三者認証・表示制度の措置を講じる。法律名を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改め、基本理念の新設などを行う。

経済産業省・環境省

・太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案

<https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260403002/20260403002.html>、審議状況：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DE25EE.htm

閣議決定：4月3日、第221回国会、議案番号：49、本会議議決日：5月29日、公布：6月5日 法律第33号

概要：2030年代後半以降に廃棄される太陽光パネルが顕著に増加することが見込まれることから、リサイクルの処理体制を構築するために提案。国が基本方針を策定、一定規模以上廃棄する場合は30日前の届出の義務付け、再資源化事業に認定されると都道府県ごとの許可を不要とする制度を導入。

環境省

・南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案

https://www.env.go.jp/press/press_03750.html、審議状況：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DE262A.htm

閣議決定：4月3日、第221回国会、議案番号：55、本会議議決日：6月2日、公布：6月10日 法律第36号

概要：平成17年に採択された「環境保護に関する南極条約議定書」附属書VIでは、南極地域における活動により生ずる環境上の緊急事態に伴う責任を定めており、この締結に向けて措置を行う。具体的には、南極海域のみで活動する観光船を含めて、申請書と緊急時計画の事前提出、南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合の通報義務、環境上の緊急事態が発生した場合に主宰者に対応措置・費用負担の規定を整備する。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

https://www.env.go.jp/press/press_04100.html、審議状況：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DE27B2.htm

閣議決定：4月10日、第221回国会、議案番号59、本会議議決日：6月12日、公布：6月19日 法律第43号

概要：使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業について許可制を導入、市町村への災害廃棄物処理計画策定義務等

・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

https://www.env.go.jp/press/press_04131.html、審議状況：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DE27C6.htm

閣議決定：4月10日、第221回国会、議案番号60、本会議議決日：6月12日、公布：6月19日 法律第44号

概要：低濃度PCB使用製品の届出義務と使用後は一定期間内の処分義務、高濃度PCB廃棄物と判明した場合の一定期間内の処分義務

下水道法等の一部を改正する法律案

～強靱で持続可能な下水道の実現及び安全かつ円滑な道路交通の確保に向けて～

1. 背景

令和7年1月に埼玉県八潮市において、老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生しました。施設の老朽化や職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況です。加えて、下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理も必要です。

こうした状況を踏まえ、強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることが必要です。

2. 法律案の概要

(1) 安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

- [1] 施設の安全性を評価する診断の基準を法制化
- [2] 下水道管理者による維持管理状況（診断結果等）の公表を義務付け
- [3] 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性を考慮すべきことを原則化
- [4] 下水道管理者による施設の計画的な改築の実施及び収支見通しの作成・公表を努力義務化
- [5] 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置付け

(2) 道路地下空間の安全性確保

- [1] 道路占有者と道路管理者との間で「占有物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占有物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設
- [2] 占有許可制度を見直し、占有許可申請書の記載事項に占有物件の維持管理に関する事項を追加するとともに、道路の地下に埋設する占有物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

(3) 下水道マネジメントを支える基盤の強化

- [1] 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- [2] 都道府県による複数の下水道管理者の連携の推進のための計画策定の制度を創設
- [3] 公共下水道を都道府県が管理できる制度や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- [4] 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- [5] 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化
- [6] 人口減少を踏まえた下水道区域の見直しに必要な規定の整備

埼玉県八潮市で発生した老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故を受けて、強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施および事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的に提案。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案 ～ライフサイクルカーボンの評価による建築物の脱炭素化に向けて～

建築物のライフサイクル全体での脱炭素化の促進、省エネ性能の一層の向上により、2050年カーボンニュートラルの実現を図るための「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案」が本日(3月27日)閣議決定されました。

1.背景

我が国全体の温室効果ガス排出量の約4割を建築分野が占めること等を踏まえ、2050年カーボンニュートラルに向け、今般、建築物の資材製造から解体までのライフサイクル全体の脱炭素の取組を評価するための制度(ライフサイクルカーボン評価制度)を創設するとともに、省エネ基準の引き上げを見据え、進展する省エネ技術に対応するための措置を講じることとしました。

2.法律案の概要

(1) 建築物のライフサイクルカーボン評価制度

- 建築主、建築士、建設業者、建築材料等製造等事業者の責務を努力義務として位置づけ。
- 国が建築物のライフサイクルカーボン評価に係る指針を策定することを位置づけ。
- 建築物の建築(環境への負荷が少ないものを除く。)に当たっては、ライフサイクルカーボン評価の実施を建築主の努力義務とし、設計委託を受けた建築士は、これに必要な事項を建築主に説明するなど必要な協力を行うことを位置づけ。
- 特定用途の建築物の一定規模以上の建築に当たっては、着工の14日前までにライフサイクルカーボン評価の結果等を国土交通大臣に届け出ることを建築主に義務づける制度を創設。具体的な用途及び規模は政令で規定
- 国の定めるルールに従って建築材料等の製造等に係る炭素排出量原単位を算定したときは、ルールに従ったものである旨を建築材料等に表示できることを位置づけ。

(2) 先導的な省エネ技術の評価する大臣認定

- 特殊な構造又は設備を用いた建築物について、国土交通大臣が誘導基準と同等の性能を有する旨を認定する制度を創設し、当該建築物を建築物エネルギー消費性能向上計画の認定対象とし、容積率特例等を受けることを可能とすることを措置。

(3) 上位住宅トップランナー制度

- 概ね市場の1/4を占める住宅供給事業者を上位住宅トップランナーとして指定し、当該事業者は、目標を含む中長期的な計画を策定し、その取組状況を毎年度国土交通大臣に報告しなければならないことを義務づけ。

(4) 建築物の環境性能の第三者認証・表示制度

- 建築主等は、建築物の環境性能(ライフサイクルカーボン又は省エネ性能)について、国土交通大臣の登録を受けた機関による第三者認証を受け、認証に係る標章を建築物や広告などに表示することができる制度を創設。

(5) その他

- 法律名を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改めるほか、基本理念の新設その他の事項を措置。

建築物のライフサイクル全体での脱炭素化の促進、省エネ性能の一層の向上により、2050年カーボンニュートラルの実現を図るため、建築物のライフサイクルカーボン評価制度、先導的な省エネ技術の評価する大臣認定、上位住宅トップランナー制、建築物の環境性能の第三者認証・表示制度の措置を講じる。法律名を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改め、基本理念の新設などを行う。

新聞報道

- ・ LCCO2評価制度など創設 建築物省エネ法改正案を閣議決定(20260401環境新聞)

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案

1. 法律案の背景・趣旨

我が国では、2030年代後半以降に太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大50万+程度に達すると予想されています。これらを全て埋立処分した場合には、最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生ずるおそれがあることから、リサイクルの推進を図る必要があります。しかしながら、(1)現時点では埋立費用とリサイクル費用との差額が大きいこと、(2)全国的な処理体制が構築途上であることが課題となっています。本法律案は、こうした状況を踏まえ、社会全体のコストの抑制を図りつつ、リサイクルの処理体制を構築する観点から、最終処分量の減量及び資源の有効利用に向けた太陽光パネルのリサイクルの推進に関して、所要の措置を講ずるものです。

2. 法律案の概要

太陽光パネルの大量廃棄に備え、多量の事業用太陽電池(太陽電池であって、収益事業において使用されているもの又は使用されていたものをいう。以下同じ。)の廃棄をしようとする者(太陽光発電事業者等)に主務大臣が定める判断基準に基づきリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を主務大臣が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずることとします。

(1) 基本方針の策定

主務大臣(環境大臣及び経済産業大臣)は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物(太陽電池が廃棄物となったものをいう。以下同じ。)の再資源化等の推進を総合的かつ計画的に図るため、目指すべき目標を定め、施策の方向性を提示する基本方針を定めるものとします。

(2) 事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置

1) 事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項

主務大臣は、事業用太陽電池廃棄者(事業用太陽電池の廃棄をし、又はしようとする者をいう。以下同じ。)が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物(事業用太陽電池が廃棄物となったものをいう。以下同じ。)の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定め、必要な指導及び助言をすることができることとします。

2) 多量事業用太陽電池廃棄実施計画

多量事業用太陽電池廃棄者(事業用太陽電池廃棄者であって、廃棄をしようとする事業用太陽電池の重量が政令で定める要件に該当するものをいう。)は、当該事業用太陽電池の廃棄をしようとするときは、当該事業用太陽電池の廃棄の実施に関する計画(以下「多量事業用太陽電池廃棄実施計画」という。)を主務大臣に届け出なければならぬこととし、届出をした者は、当該届出が受理された日から原則30日を経過した後でなければ、その届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画に記載された事業用太陽電池の廃棄に関し、自ら事業用太陽電池廃棄物を排出し、又は他の者に工事若しくは作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させてはならないこととします。

主務大臣は、届出のあった多量事業用太陽電池廃棄実施計画の内容が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出を受理した日から原則30日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該多量事業用太陽電池廃棄実施計画の変更その他の必要な措置をとるべきことの勧告及び命令をすることができることとします。

(3) 太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置

太陽電池廃棄物再資源化等事業(再資源化等のための太陽電池廃棄物の収集及び運搬並びに処分の事業をいう。)を行おうとする者は、当該太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとします。

(4) 製造業者等及び販売業者による太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する措置

太陽電池の製造・輸入業者及び販売業者に対して、環境配慮設計や含有物質の情報提供に係る措置を講じます。

(5) 制度の見直しに向けた検討規定(附則)

政府は、太陽電池の排出量の見込み、再資源化等に要する費用の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、太陽電池の幅広い廃棄に係る者に対する再資源化等の義務付け等の所要の措置を講ずることを規定します。

2030年代後半以降に廃棄される太陽光パネルが顕著に増加することが見込まれることから、リサイクルの処理体制を構築するために提案。国が基本方針を策定、一定規模以上廃棄する場合は30日前の届出の義務付け、再資源化事業に認定されると都道府県ごとの許可を不要とする制度を導入。

新聞報道

- 太陽電池リサイクル法案、閣議決定「廃棄実施計画」の提出が義務化(20260407環境ビジネス)
- 発電事業者に廃棄計画提出義務付け「リサイクル業者には認定制度創設 太陽光パネルリサイクル法案が閣議決定(20260408環境新聞)
- 太陽光パネルリサイクル法案が可決・成立 参院本会議 規制逃れ「分割廃棄」対策など7項目の付帯決議(20260603環境新聞)

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案

法改正の背景

近年、南極における観光客数が増加しており、観光船等の船舶からの油流出事故等により、南極の環境に対して重大かつ有害な影響を及ぼし、又は及ぼす急迫したおそれがある「環境上の緊急事態」が発生する蓋然性が高まっています。平成17年に採択された環境保護に関する南極条約議定書附属書VIでは、南極地域における活動により生ずる環境上の緊急事態に伴う責任について定めており、同附属書の発効のためには、採択当時の全ての締約国（我が国を含む28箇国）の締結が必要です。附属書VIの発効に向け、我が国としてもその内容の国内担保を図り、附属書VIを早期に締結する必要があります。

本法律案は、このような背景を踏まえ、附属書VIの締結に向けた措置として、南極地域活動により生ずる環境上の緊急事態に対する当該南極地域活動の主宰者による対応措置の実施の義務付け等の規定を整備するものです。

法律案の概要

(1) 事前に環境大臣の確認を要する「南極地域活動」の対象の見直し

事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動に、南極地域の海域において行われる科学的調査等を追加することとします。これにより、乗員による南極大陸への上陸の有無によらず、南極海域のみで活動する観光船や科学的調査船についても環境大臣による南極地域活動計画の事前確認の対象となります。

(2) 附属書VI締結に向けた担保措置

① 南極地域活動の実施前の事前準備等

南極地域活動を主宰しようとする者が南極地域活動計画の確認申請をする際の記載事項として、環境上の緊急事態の防止措置等に関する事項を追加するとともに、申請書と併せて緊急時計画を提出することを義務付けます。さらに、主宰者の責務として、環境上の緊急事態が発生した場合に負担する負担金等について、附属書VIに規定する最高限度額までの額の負担を確実に行うための措置を講じなければならないこととします。

② 南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合の措置

南極地域活動により南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合において、当該南極地域活動の主宰者に対し、環境大臣に通報することを義務付けるとともに、緊急時計画に従って当該事件に対応するための措置をとること等を義務付けます。

③ 環境上の緊急事態が発生した場合の措置

環境大臣は、環境上の緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、環境上の緊急事態が発生した旨等を公示することとし、当該環境上の緊急事態を発生させた主宰者に対し、公示された対応措置を迅速かつ効果的に実施することを義務付けることとします。さらに、当該主宰者が対応措置としてとるべき措置をとらず、我が国を含む締約国の政府が当該措置をとった場合等における、主宰者の費用負担にかかる規定を整備します。

施行期日

本法については、附属書VIが日本国について効力を生ずる日から起算して1月を経過した日から施行することとします。ただし、この法律の施行に関し必要となる経過措置に関する政令委任に係る規定は公布の日に、事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動の追加に係る規定等は公布の日から20日後に施行することとします。

平成17年に採択された「環境保護に関する南極条約議定書」附属書VIでは、南極地域における活動により生ずる環境上の緊急事態に伴う責任を定めており、この締結に向けて措置を行う。具体的には、南極海域のみで活動する観光船を含めて、申請書と緊急時計画の事前提出、南極

地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合の通報義務、環境上の緊急事態が発生した場合に主宰者に対応措置・費用負担の規定を整備する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

法改正の背景

ポリ塩化ビフェニル（PCB）については、平成13年に制定したポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、処分の期限を定めて、PCB廃棄物の処理を推進してまいりました。

高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の処理施設において、立地地域の関係者の皆様の御理解と御協力を得ながら処理を進め、本年3月に同社における処理事業を終了しました。今後は、散発的に発見される高濃度PCB廃棄物を適正に処分するための制度を構築する必要があります。

また、低濃度PCB廃棄物は、保管事業者に対して令和9年3月までの処分を義務付け、環境大臣が認定する無害化処理施設等において処理を進めてまいりました。低濃度PCB使用製品については、まだ使用中の製品も存在することから、これらの製品が処分期間後に廃棄される際に適正に処分される必要があります。

以上のような状況を踏まえ、令和7年2月から令和8年3月にかけて開催された、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会において必要な制度的措置について審議され、令和8年4月7日に中央環境審議会会長から環境大臣に対して「今後の廃棄物処理制度のあり方について」が意見具申されました。

これらを受けて、今般、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案」について閣議決定し、第221回国会に提出するものです。

法律案の概要

本法律案は、以上のような背景を踏まえ、今後のPCB廃棄物の適正な処分のための制度的な措置を講じようとするものです。

(1) 低濃度PCB使用製品の届出義務等

低濃度PCB使用製品を所有する者に対して、都道府県知事への届出義務及び管理基準の遵守を課すとともに、同製品の使用を終了した者又は保管する廃棄物が低濃度PCB廃棄物と判明した者に対して届出義務を課し、一定の期間内に処分を義務付けることとします。

(2) 高濃度PCB廃棄物の処分義務

保管する廃棄物が高濃度PCB廃棄物と判明した者に対しても一定の期間内に処分を義務付けることとします。

(3) PCB廃棄物処理計画の廃止

都道府県等におけるPCB廃棄物処理計画の策定義務等を廃止することとします。

(4) JESCOの事業の見直し

JESCOの事業の範囲を見直すこととします。

施行期日

本法律案については、一部を除き、令和9年4月1日から施行することとします

低濃度PCB使用製品の届出義務と使用後は一定期間内の処分義務、
高濃度PCB廃棄物と判明した場合の一定期間内の処分義務

新聞報道

・PCB特措法等改正法が可決・成立 JESCO運営に新局面（20260624日経）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

法改正の背景

使用済みの金属・プラスチック物品を保管又は再生する事業場、いわゆるスクラップヤードは、資源循環の輪において重要な役割を担っています。しかしながら、近年、一部のスクラップヤードにおいて、騒音、水質汚濁、火災等の生活環境保全上の支障が報告されています。こうした状況を是正し、良好な生活環境の保全と公正な競争環境の整備を行うことが必要となっています。

また、災害廃棄物を適正、円滑かつ迅速に処理することは、被災者の生活環境を守り、公衆衛生の悪化を防止することに加え、被災地の速やかな復旧・復興のためにも重要です。令和6年能登半島地震等、最近の災害対応において得られた教訓等を踏まえ、平時からの備えと地方公共団体への支援体制の強化が必要となっています。

以上のような状況を踏まえ、令和7年2月から令和8年3月にかけて開催された、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会において必要な制度的措置について審議され、令和8年4月7日に中央環境審議会会長から環境大臣に対して「今後の廃棄物処理制度のあり方について」が意見具申されました。

これらを受けて、今般、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」について閣議決定し、第221回国会に提出するものです。

法律案の概要

本法律案は、以上のような背景を踏まえ、使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業に対する規制を導入するとともに、非常災害により生じた廃棄物の適正、円滑かつ迅速な処理を一層推進するための制度的な措置を講じようとするものです。

(1) スクラップヤードの規制強化

使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業について許可制を導入することとし、保管や再生に係る基準の遵守を求めることに加え、環境汚染のおそれのある物品について国内における再生を原則とし、その輸出について環境大臣の確認を要することとします。

(2) 災害廃棄物の処理の推進

非常災害廃棄物に係る平時からの備えとして、市町村における災害廃棄物処理計画の策定、地方公共団体と事業者間の協定の締結、非常災害廃棄物の埋立処分に係る最終処分場を確保するための指定等の措置を講じることに加え、地方公共団体への安定的な支援体制の構築として、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業の範囲に非常災害廃棄物に関する事業を追加する等の措置を講じることとします。

施行期日

本法律案のうち、

(1)については、公布の日から2年6か月を超えない範囲で政令で定める日

(2)については、公布の日から3か月を超えない範囲で政令で定める日等

から施行することとします。

使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業について許可制を導入、市町村への災害廃棄物処理計画策定義務等

新聞報道

- ・ 廃金属や使用済みプラ輸出、環境相の確認義務付け(20260410日経)
- ・ スクラップヤード規制強化へ、知事許可制で保管・再生にも基準 罰金・科料も(20260414環境ビジネス)
- ・ スクラップヤード規制強化で許可制度導入へ 政府、廃棄物処理法改正案を閣議決定 災害廃棄物は再々委託が可能に(20260415環境新聞)
- ・ 廃金属や廃プラ、保管を許可制に 改正廃棄物処理法が成立(20260613日経)
- ・ 廃棄物処理法が可決・成立 スクラップヤード対策に新局面(20260624日経)

気候変動関連

政府公表

- 2024年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量について ([環境省報道発表2026年04月14日](#)) ppt作成
- 地域と共生する再エネ優良事例を紹介する特設Webサイト「Good Echo」の公開について ([環境省報道発表2026年06月02日](#))
⇒ 「脱炭素地域づくり支援サイト」のコンテンツとして、「地域と共生し、地域ごとの課題解決に再エネを有力な手段として活用している事例」を分かりやすく紹介する特設Webサイトが公開
- 令和6年度(2024年度)エネルギー需給実績(確報)を取りまとめました ([経済産業省報道発表2026年04月14日](#)) ppt作成
- 次期気候変動適応計画の骨子を取りまとめました ([経済産業省報道発表2026年06月26日](#))

情報サイトから

- 統計データ
- 予測データ
- 脱炭素(カーボンニュートラル) 他社削減支援
- その他

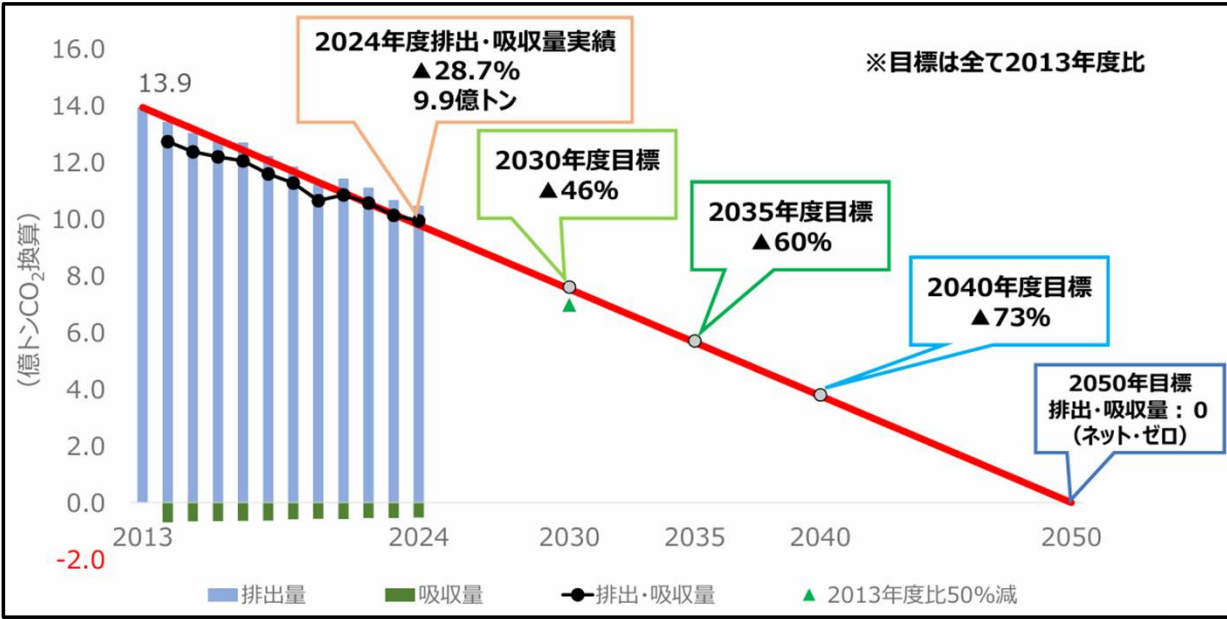
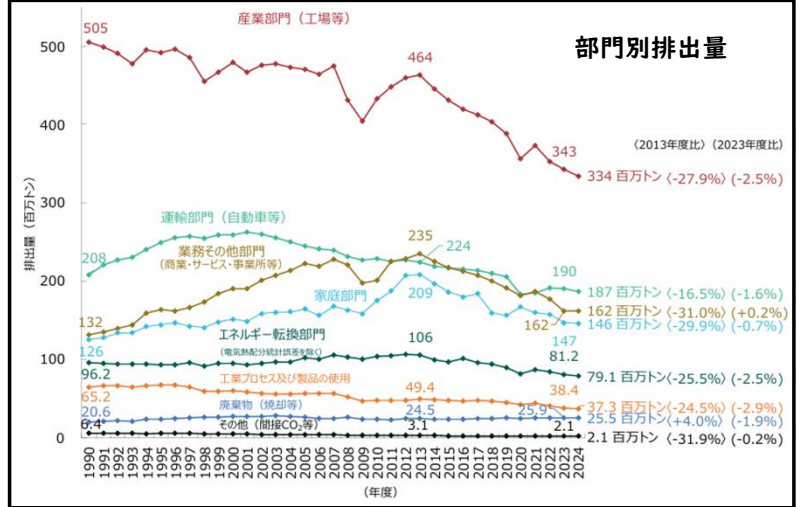
2024年度の温室効果ガス排出量及び吸収量

2024年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約9億9,400万トン（二酸化炭素（CO₂）換算、以下同じ。）となり、2023年度比で1.9%（約1,880万トン）の減少、2013年度比では28.7%（約3億9,950万トン）の減少となりました。2013年度以降の最低値を記録し、初めて10億トンの大台を下回り、全体としての減少傾向を継続しています。

2023年度からの排出量減少の主な要因としては、**製造業の生産量の減少**によるエネルギー消費量の減少や**電源の脱炭素化**（電源構成に占める再生可能エネルギーと原子力の合計割合が3割超え）の進展等が考えられます。

代替フロン等4ガス（HFCs、PFCs、SF₆及びNF₃）については、2009年以降増加していた排出量が2021年に減少に転じたところ、2024年は前年よりさらに排出量が減少しました。2024年の排出量は約3,220万トンとなり、2023年比で4.8%（約160万トン）の減少となりました。HFCsのさらなる排出抑制に向けて、施行から5年が経過した改正フロン排出抑制法について、現在必要な見直しの検討を進めています。

森林等の吸収源対策による**吸収量**について、2024年度は約5,230万トン（2023年度は約5,390万トン）となりました。このうち、新たな吸収源としての期待が大きいブルーカーボンについては前年度とほぼ同量の約32万トンとなりました。

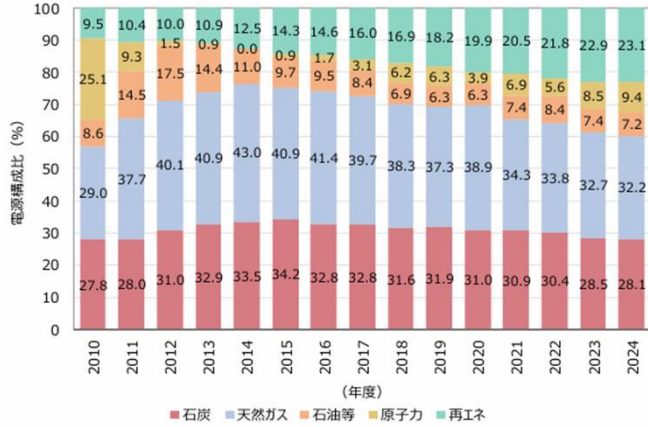


| | 1990年度 | 2013年度 | 2023年度 | 2024年度 | |
|---------------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-------------------------------|
| | 排出量 | 排出量 | 排出量 | 排出量 | 変化量 |
| | (シェア) | (シェア) | (シェア) | (シェア) | 《変化率》 |
| 合計 | 1,272 (100%) | 1,394 (100%) | 1,067 (100%) | 1,046 (100%) | -347.1 (-26.5%) (-2.5%) |
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 1,160 (91.2%) | 1,312 (94.2%) | 988 (92.6%) | 971 (92.8%) | -340.9 (-26.0%) (-1.7%) |
| エネルギー起源 | 1,068 (83.9%) | 1,235 (88.6%) | 922 (86.4%) | 907 (86.6%) | -328.7 (-26.6%) (-1.6%) |
| 非エネルギー起源 | 92.2 (7.3%) | 77.0 (5.5%) | 66.5 (6.2%) | 64.9 (6.2%) | -12.1 (-15.8%) (-2.4%) |
| メタン (CH ₄) | 50.0 (3.9%) | 32.8 (2.4%) | 29.5 (2.8%) | 27.9 (2.7%) | -4.9 (-14.8%) (-5.4%) |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 28.9 (2.3%) | 19.6 (1.4%) | 15.2 (1.4%) | 14.8 (1.4%) | -4.8 (-24.6%) (-2.7%) |
| 代替フロン等4ガス | 33.4 (2.6%) | 28.8 (2.1%) | 33.9 (3.2%) | 32.2 (3.1%) | 3.4 (+11.9%) (-4.8%) |
| ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) | 13.4 (1.1%) | 22.0 (1.6%) | 28.5 (2.7%) | 27.6 (2.6%) | 5.6 (+25.5%) (-3.4%) |
| パーフルオロカーボン類 (PFCs) | 6.2 (0.5%) | 3.0 (0.2%) | 3.1 (0.3%) | 2.5 (0.2%) | -0.50 (-16.9%) (-18.8%) |
| 六フッ化硫黄 (SF ₆) | 13.8 (1.1%) | 2.3 (0.2%) | 2.1 (0.2%) | 2.0 (0.2%) | -0.34 (-14.3%) (-3.0%) |
| 三フッ化窒素 (NF ₃) | 0.0 (0.0%) | 1.5 (0.1%) | 0.2 (0.0%) | 0.2 (0.0%) | -1.3 (-88.1%) (-12.8%) |

(注) 排出量"0.0"は5万トン未満、シェア"0.0"は0.05未満 (単位: 百万トンCO₂換算)

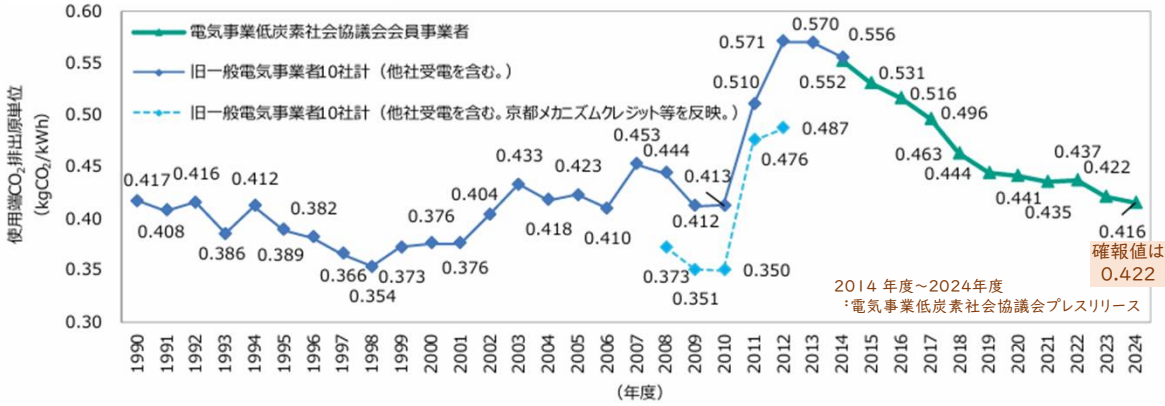
2024年度の温室効果ガス排出量及び吸収量 2

電源構成



PIEMS-Lab解説 (Web未掲載)
 2024年度の温室効果ガス排出量及び吸収量が4月14日に公表されました。9億9,400万トンで、初めて10億トンの大台を下回りました。昨年度の2023年度比で1.8%の減少、日本が基準年としている2013年度比では28.7%の減少です。昨年度から排出量(10.67→10.46 億トン)が減少した主な要因として、製造業の生産量の減少によるエネルギー消費量の減少や電源の脱炭素化の進展などを挙げています。一方、吸収量も昨年度から減少しました(5,390→5,230万トン)。このうち、新たな吸収源として期待されるブルーカーボンは昨年度とほぼ同じの32万トンでした。
 なお、使用端CO₂排出量原単位は0.416kgCO₂/kWhで昨年度の0.422 kgCO₂/kWhから改善されています。

使用端 CO₂ 排出原単位の推移 詳細版p15



新聞報道

- 24年度の温暖化ガス排出1.9%減 3年連続減、削減幅は縮小(20260414日経)
- 温暖化ガス排出24年度1.9%減 ガソリン補助で鈍る恐れ(20260415日経)
- 2024年度の国内の温室効果ガス排出量及び吸収量を集計(20260415 EICネット)
- 24年度の国内GHG排出・吸収量、初の10億トン以下に 前年比1.9%減(20260416環境ビジネス)
- 環境省 史上初の10億トン以下 24年度温室効果ガス排出 生産減少、電源の脱炭素化で(20260422環境新聞)

昨年の報告にあった以下の内容は、今年にはない

ブルーカーボン生態系の算定・報告

- ブルーカーボン生態系(藻場・マングローブ林)による吸収量を算定・報告(2023年度:約34万トン)
 - IPCCガイドラインでは、マングローブ、潮汐湿地、海藻藻場の3生態系における排出・吸収量の算定方法論が示されている。海藻藻場については示されていない。
 - 我が国は、海藻・海藻の双方における炭素貯留量を評価する独自モデルの検討を進め、2024年提出インベントリから国連への報告を実施。
 - 今年度から、吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについても、海藻を生産・育成することで温室効果ガスを吸収し、深海に貯留・固定し、吸収量として算定・評価する取組の検討を開始。

温室効果ガスインベントリへのブルーカーボン生態系の反映状況

| マングローブ林 | 藻場(海藻・海藻) | 潮汐湿地(塩性湿地・干潟) |
|-------------------|-------------------|---------------|
| | | |
| 2023年提出インベントリで反映済 | 2024年提出インベントリで反映済 | 今後検討 |

出典: UNEP Blue Carbon | <https://wedocs.unep.org/handle/20.500.11822/772>
 掲載者: <https://www.env.go.jp/nature/haishi/>

CO₂吸収型コンクリートの算定・報告

- 3類型のコンクリート等による吸収量(CO₂固定量)を昨年度に続き算定し、2023年度は合計約1211トンの吸収量をインベントリに反映して国連に報告(2022年度約27トン)。
- これらのコンクリートについて、引き続きクレジット化の検討を進める。

製造時CO₂固定型コンクリート

<CO₂-SUICOM>

排気ガスを用いて養生することで排気ガス中に含まれるCO₂をコンクリートに固定



<カーボフィクスセメント>

CO₂の反応により硬化するセメントを使用し、硬化過程でセメント工場の排気ガスから分離・回収したCO₂を固定



バイオ炭使用型コンクリート

<SUSMICS-C>

木質バイオマスを炭化した「バイオ炭」をコンクリートに混入することで、CO₂をコンクリートに固定



CO₂由来材料使用型コンクリート

<T-eConcrete/Carbon-Recycle>

セメントの代わりに高炉スラグと特殊な反応剤を使用し、CO₂を吸収・固定させたカーボンサイクル製品を混ぜ合わせて製造



<クリーンクリートN>

セメント混合割合を40%以下とし、その大部分を高炉スラグ微粉末などで置き換えた「クリーンクリート」に、CO₂を吸収・固定させた炭酸カルシウムを主成分とする粉体を混ぜ合わせて製造



令和6年度(2024年度)エネルギー需給実績

エネルギー需給実績(確報)のポイント

(1) 需要動向

- 最終エネルギー消費は前年度比2.0%減。うち石炭が3.9%減、石油が3.8%減と減少した一方、都市ガスが3.2%増、電力が0.6%増と増加した。
- 企業・事業所他部門、運輸部門は減少した一方、家庭部門は横ばい。→右図
 - 企業・事業所他は2.7%減(うち製造業は4.1%減)、運輸は旅客、貨物ともに減少し1.5%減(旅客が0.5%減、貨物が2.8%減)。
 - 電力消費は、企業・事業所他が0.6%増加(うち製造業は0.5%減)、家庭が0.7%増加した。

(2) 供給動向

- 一次エネルギー国内供給は前年度比0.5%減。うち化石燃料は1.3%減、非化石燃料は2.5%増となり、化石エネルギー依存度は0.6ポイント[%pt]低下した。
 - 化石燃料は、石油が3.7%減と減少した一方、石炭が0.1%増、天然ガス・都市ガスが1.2%増と増加。シェアが19.9%まで上昇した非化石燃料は、発電プラントが新たに2基再稼働した原子力(9.6%増)が主にけん引。再生可能エネルギー(水力を除く)は1.2%増加した。
- 発電電力量は前年度比0.4%増(9,911億kWh)と増加した。非化石電源比率は32.5%に上昇した。
 - 発電電力量の構成は、再生可能エネルギー(水力を含む)が0.2%pt増の23.1%、原子力が0.9%pt増の9.4%、火力(バイオマスを除く)が1.1%pt減の67.5%。
- エネルギー自給率(IEAベース)は、前年度比2.6%p増と東日本大震災以降で最高の15.3%。

(3) エネルギー起源二酸化炭素(CO₂)排出動向

- CO₂排出量は、前年度比1.6%減、2013年度比26.6%減の9.1億tとなり、1990年度以降の最少を更新した。
 - エネルギー消費総量減と非化石燃料増に伴い化石燃料が減ったことで減少した。
 - 部門別では、企業・事業所他は前年度比1.6%減、家庭は0.7%減、運輸は1.6%減。
- 電力のCO₂原単位(使用端)は、前年度比1.8%減となる0.45kg-CO₂/kWh。

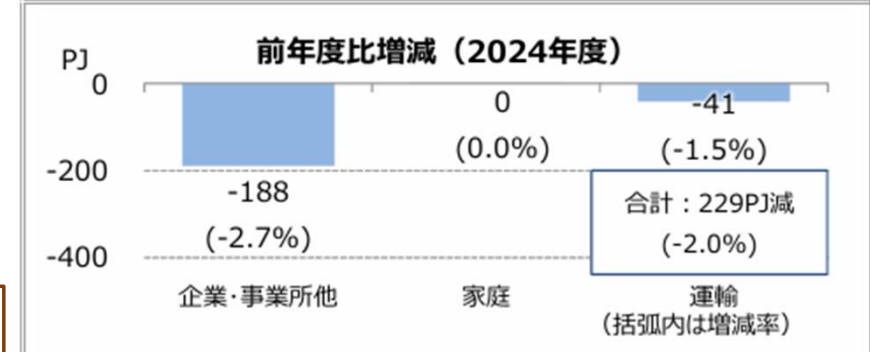
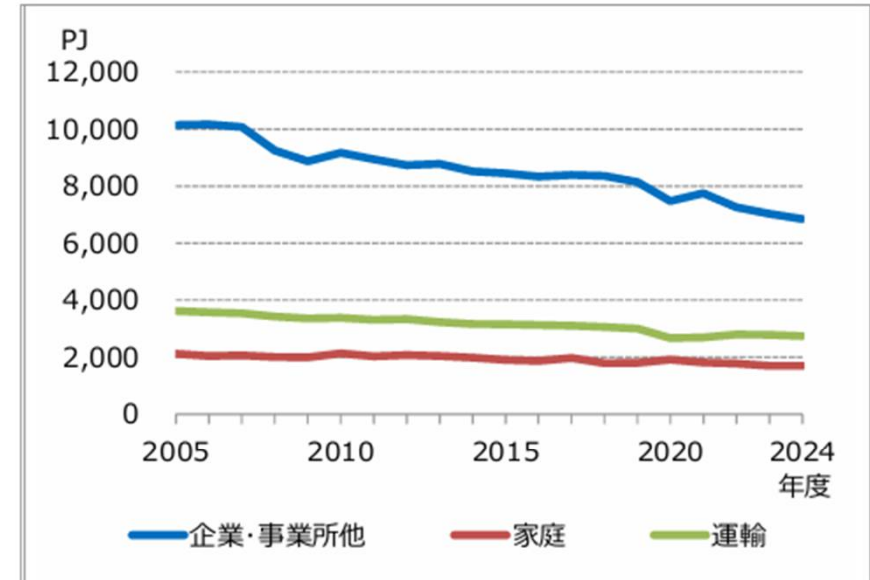
(注) 本資料においてエネルギー量は、エネルギー単位(ジュール)を使用。原油換算klに換算する場合は、本資料に掲載されているPJ(ペタジュール:10の15乗ジュール)の数字に0.0258を乗じると原油換算百万klとなります(原油換算:原油1リットル=9,250kcal=38.7MJ。1MJ=0.0258リットル)。

新聞報道 24年度エネルギー起源CO₂排出量、前年比1.6%減の9.1億t(確報値)(20260415環境ビジネス)

最終エネルギー消費量は企業・事業所他部門、運輸部門は減少したが、家庭部門は横ばい。供給側では、一次エネルギーが0.5%減(前年度比)。発電電力量は0.45%増。再生可能エネルギーが0.2%増の23.1%、原子力が9.9%増の9.4%で非化石電源比率は電量は2010年度以降で採取。原発の増加で非化石電源比率が31.4%まで上昇。32.5%。エネルギー起源のCO₂は1.6%減の9.1億トンで1990年以降最小。電力のCO₂原単位は1.8%減の0.45kg-CO₂/kWh

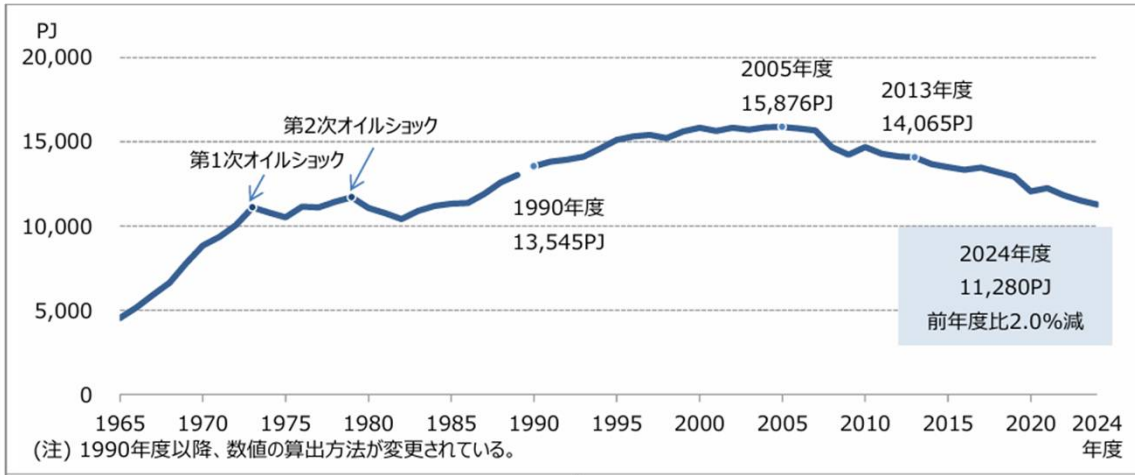
次スライドにその他の図を掲載

部門別最終エネルギー消費

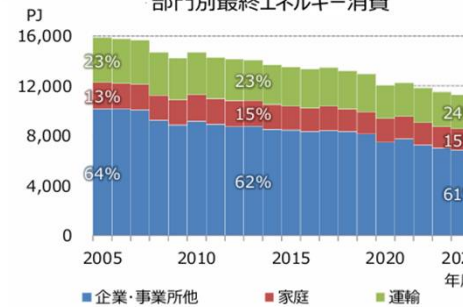


令和6年度(2024年度)エネルギー需給実績

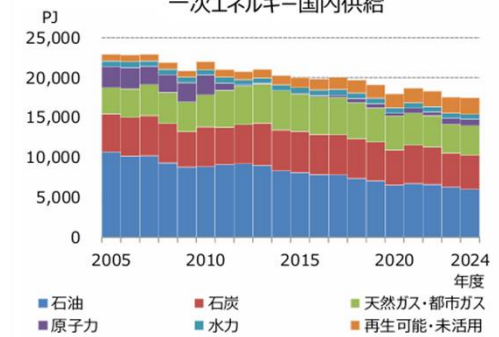
最終エネルギー消費



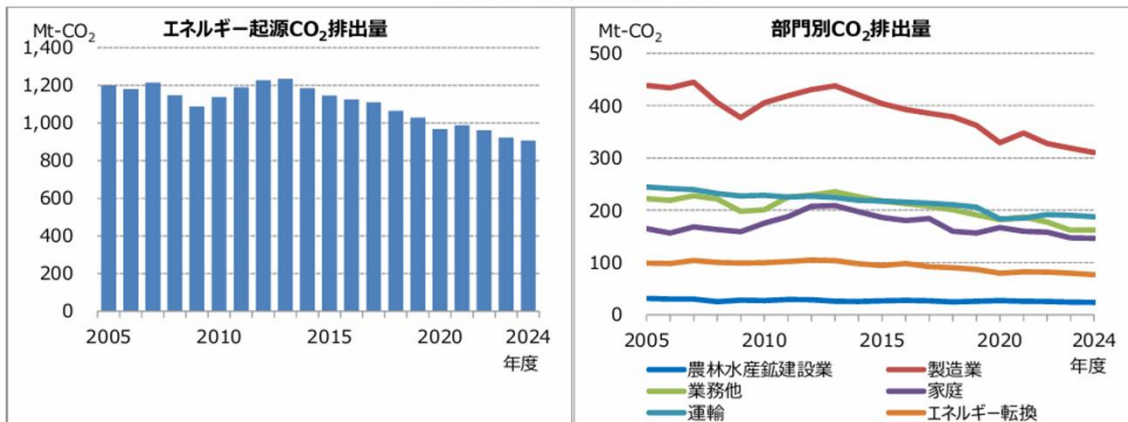
部門別最終エネルギー消費



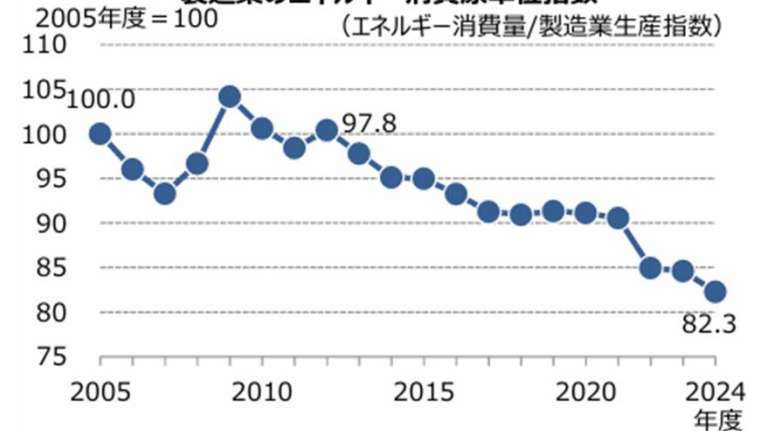
一次エネルギー国内供給



エネルギー起源CO₂排出量



製造業のエネルギー消費原単位指数



情報サイトから (気候変動I)

統計データ

海外

- 世界気象機関、地球の気候はかつてなくバランスを欠いていると警鐘 (20260408 EICネット)
- 欧州委員会、2025年のEUの**林野火災**面積は過去最大と報告 (20260416 EICネット)
- 世界の再エネ発電量、25年新規需要上回る 太陽光は30%増 (20260424日経)
- 北極の海氷面積、最小更新 冬季、極地研など観測 海域気温高く (20260418日経)
- 欧州の温暖化は世界の大陸で最速 国際機関分析、**山火事**の被害深刻に (20260429日経)
- グリーンランドの氷 融解加速 20年で6倍、地中から危険物も (20260502日経)
- 北米の**山火事**、温暖化で夜間も燃えやすく カナダの研究チームが報告 (20260504日経)
- 世界資源研究所、2025年に森林減少率は36%低下したが、**森林火災**が脅威と報告 (20260522EICネット)
- 英大学、CO₂排出削減、追加で年50億トン必要 1.5度目標巡り (20260603環境ビジネス)
- コペルニクス気候変動サービス、2025年は産業化前比1.37℃高と報告 (20260623 EICネット)
- ドイツで過去最高41.3度 欧州熱波が東部へ、週末も警戒 (20260627日経)

気象庁、国内

- 40度以上は「酷暑日」 気象庁が新名称、今夏から (20260418日経)

予測データ

- 国際再生可能エネルギー機関、2025年に再エネは700GW近く増加と報告 (20260420 EICネット)
- 国環研や立命大など予測 化石燃料減で食料難緩和 大気汚染改善で農業生産増 (20260421日経)
- 世界気象機関ら、極端な高温によって農業が危機と報告 (20250413 EICネット)
- 世界気象機関 (WMO)、世界の平均気温、5年以内に最高更新 国際機関「確率86%」 (20260530日経) (20260615 EICネット)

情報サイトから (気候変動2)

省エネ、脱化石燃料は除外

脱炭素(カーボンニュートラル) 他社削減支援

- ・ 新潟県、中小企業の省エネ設備導入で補助金 原油・原材料高騰の影響を支援(20260416環境ビジネス)
- ・ 大阪府、中小事業者の脱炭素経営の支援拠点開設 初期～実践を無料でサポート(20260423環境ビジネス)
- ・ キリンHD、供給網の脱炭素に20億円投資 取引先を支援や協業(20260430日経)
- ・ キリン、スコープ3削減へ約20億円を投資 農作物由来の削減目標も新設(20260507環境ビジネス)
- ・ 滋賀県、中小企業の脱炭素経営支援チーム発足 CO₂算定やSBT取得後押し(20260618環境ビジネス)

その他

- ・ 欧州委員会、高まる森林火災の脅威に対する戦略を策定(20260409 EICネット)
- ・ 気象庁が『日本の気候変動2025を用いた気候変動解説の手引き』表現例や参考情報など簡潔に整理(20260416環境ビジネス)
⇒ 『日本の気候変動 2025 を用いた気候変動解説の手引き』は、2025年3月に文部科学省及び気象庁が公表した『日本の気候変動2025』公表後の利用者との対話を踏まえ、主に地方公共団体等で気候変動に関する業務に携わる方が組織内や住民へ気候変動に関する説明を行う際に参考となるよう、本編に解説を追加したものです。『日本の気候変動2025』は、国、地方公共団体及び事業者等が気候変動緩和・適応策の検討や影響評価を行う際に必要となるであろう最新の自然科学的知見を取りまとめたものです。
https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ccj/2025/pdf/cc2025_honpen_kaisetsu.pdf
- ・ 国環研、気候変動を「自分ごと」に 啓発冊子を発行(20260422環境新聞)
- ・ 電事連会長「脱炭素、立ち止まるべきだ」ホルムズ海峡封鎖(20260424日経)
- ・ 中小企業の脱炭素「理解止まり」6割超 障壁はコストと人材(20260424環境ビジネス)
- ・ 微小プラ、温暖化の一因か 色付き、太陽光を吸収 中国・復旦大など研究(20250506日経)
- ・ ロシア侵略、CO₂排出1.4年分 ウクライナ年間排出と比較 紛争で気候変動加速(20260515日経)
- ・ IEAが示した10の省エネ策、わが国への示唆 イラン攻撃から2カ月(20260518環境ビジネス)
- ・ 「原発11~14基の建て替え必要」政府、2050年代見通しを初明示(20260609環境ビジネス)
- ・ 経産省、原発建て替え最大5基、40年代までに 脱炭素・電力需要増で原発回帰へ道筋 課題は地元同意、建設費高騰、核燃サイクル(20260610環境新聞)
- ・ 博報堂DYホールディングス、SBT認定取得 広告業界でも脱炭素経営が加速(20260611環境ビジネス)
- ・ SBTi「CNZS 2.0」が変えた脱炭素経営のルール——目標を「掲げる」時代から、移行を「マネジメントする」GX時代へ(20260615 BYWELL)

資源循環

政府公表

• 食品ロス削減

- 「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル」の改定について([環境省報道発表2026年04月06日](#))
- 「地方公共団体による食品リサイクルの取組促進事例集」の公表について([環境省報道発表2026年04月06日](#))
- 「食品廃棄ゼロエリア創出の手引き」の公表について([環境省報道発表2026年04月06日](#))
- 「フードドライブ実施の手引き」の改定について([環境省報道発表2026年04月06日](#))
- 「mottECO導入の手引き」の公表について([環境省報道発表2026年04月06日](#))
- 「～自治体・事業者向け～消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き」の改定について([環境省報道発表2026年04月06日](#))
 - 廃棄物処理時の「取引適正化ガイドライン」公表 排出側視点の解決策事例も(20260407 EICネット)
- 我が国の食品ロスの発生量の推計値(令和6年度)の公表について([環境省報道発表2026年06月30日](#)) ppt作成
- 使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドラインの改定について([環境省報道発表2026年04月06日](#))
- 中央環境審議会意見具申「今後の廃棄物処理制度のあり方について」について([環境省報道発表2026年04月07日](#))
- 廃棄物処理業の取引適正化に関するガイドラインの公表について([環境省報道発表2026年04月13日](#))
 - 廃棄物処理時の「取引適正化ガイドライン」公表 排出側視点の解決策事例も(20260414環境ビジネス)
- 循環経済に関する関係閣僚会議、『**循環経済行動計画**』を取りまとめ([20260421首相官邸](#)) ppt作成

PIEMS-Lab解釈(Web未掲載)
 年度明けの4月に、環境省は6種類の食品ロス削減のマニュアルや手引きの改定版などを公表しました。これらは、食品関連事業者(食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業)および自治体向けに策定されたものです。
 印刷産業が取り組む食品ロス削減対策としては、社員食堂でのロス・食べ残し削減、会食などでの食べ残し削減・持ち帰りです。

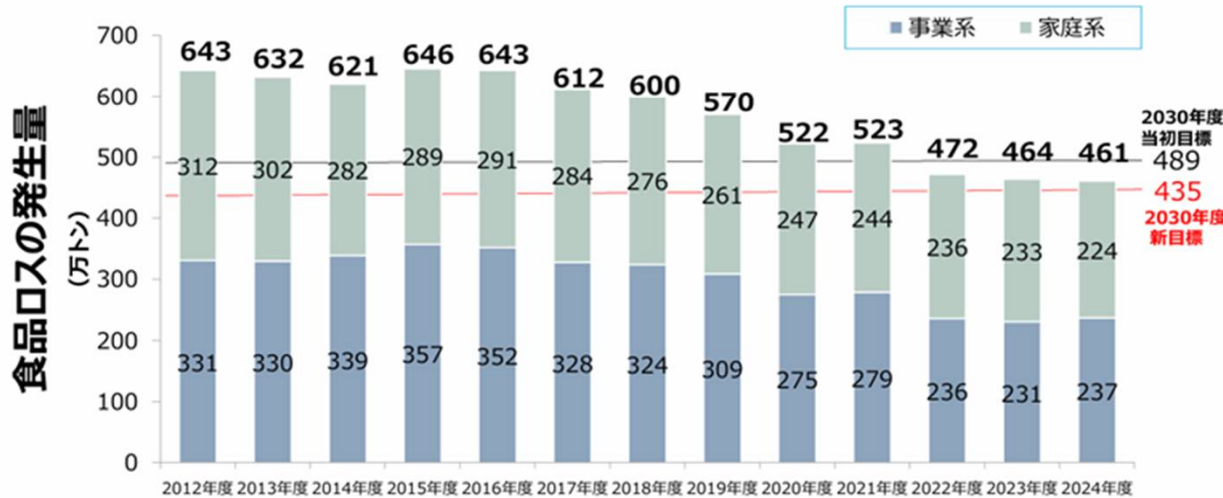
情報サイトから

- リサイクル
- バイオマス
- その他

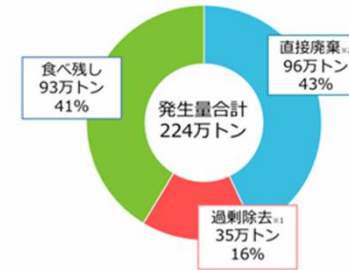
我が国の食品ロスの発生量の推計値（令和6年度）

我が国の食品ロスの発生量の推移

- ✓ 平成24年度より、食品ロスの発生量の詳細な推計を実施
 - ✓ 令和6年度は約461万トンと、前年度から約3万トン（約0.6%）減少
 - ✓ 内訳は、事業系が約6万トン（約2.6%）増加、家庭系が約9万トン（約3.9%）減少
 - ✓ 発生量全体では、2030年度当初目標（2000年度比半減）を達成。
 - ✓ 今後、事業系は2000年度比で60%削減、家庭系は半減（2030年度を待たずに早期達成）を目指す。
- ※2024年度時点での削減率：事業系56.7%、家庭系48.3%



家庭系食品ロスの内訳



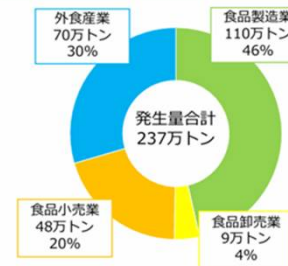
※1：野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている
 ※2：未開封の食品が食べずに捨てられている

【目標】

2000年度(433万トン)比で、2030年度までに半減させる(216万トン)

↓
2030年度を待たずに早期達成

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



製造・卸・小売事業者

○製造・流通・調理の過程で発生する規格外品、返品、売れ残りなどが食品ロスになる

外食事業者

○作り過ぎ、食べ残しなどが食品ロスになる

【目標】

2000年度(547万トン)比で、2030年度までに60%削減させる(219万トン)

↓
2012年度以降、全体では減少傾向。近年は全体として減少傾向だが、特に外食産業は増加傾向。

循環経済行動計画(概要)

循環経済(サーキュラーエコノミー)をめぐる世界・日本の状況

この図表は、世界の主要国における循環経済の導入状況と日本の現状を比較しています。日本は資源の自給率向上と持続可能な成長を追求し、世界的リーダーを目指しています。

資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上の必要性

資源の自給率向上は、我が国の経済的・社会的な持続可能性を確保するために不可欠です。資源循環の推進は、この目標を達成するための鍵となります。

「循環経済行動計画」概要

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靭化(重要鉱物、金属資源等)

<メタルリサイクル推進戦略>

- 我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業界の国際競争力の確保を前提として、今後確保に力を入れたい重要鉱物、金属資源等について2030年までの再生材供給の目標(需要に占める再生材の割合等)を設定。また再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。<マクロアプローチ>
- 鉄：鉄スクラップを高品位化する処理能力約200万ト/年を目安に、追加的に国内で確保
- アルミ：展伸材(板・棒製品)の国内生産量の約4割を目安に、再生アルミ原料由来
- 銅：国内で生産される銅(電解銅)の約3割を、再生資源由来に
- 永久磁石：国内供給される永久磁石原料の約3割を、リサイクルで

※上記以外についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。

以下の資源回収、再資源化等の強化策等を時相軸で整理<ミクロアプローチ>

(3) 循環資源の海外流出の抑制

- 不適正スクラップヤード対策、使用済物品の輸出確認制度・国内再生原則の創設(廃棄物処理法等改正案)
 - 金属スクラップ等の国内資源確保促進のための海外流出抑制策(関係機関(環境・経産・税関等)が連携した水際での対応の一層の強化等)
- ### (4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備
- 製品製造に当たっての段階的な再生材利用の数値義務化とあわせてインセンティブ創出
 - 再生材利用製品に係る公共調達等の推進
 - 消費者受容性検証のための実証
 - サーキュラーパートナーズ(CPs)を通じた資源循環の高度化と社会実装の推進
 - CEAマーズ市場拡大のための取組を促進

(5) 社会的課題への対応

- 太陽光パネルリサイクル推進法案(判断基準の段階的強化)、リサイクル費用低減と処理体制の整備
- リチウムイオン電池総合対策パッケージに基づき、分別回収の徹底や再資源化の促進

2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

- G7、日米、クアッド、日ASEAN等での合意を深化させ、我が国の強みを生かして国際資源循環体制を構築(重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携)
- ASEAN生基国において、E-waste/バッテリーの回収や適正廃棄等に関する法令整備、民間連携等を支援
- バーゼル法に基づくE-scrap等の輸入手続の迅速化(電子化により、数か月→1か月)

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

- 資源循環に取り組み自治体の底上げ、地域の資源循環ビジネスの創出等支援
- 地域資源を活用した地域振興策の推進等、着眼的に自治体の取組支援
- リユース等の促進に関するロードマップに基づき取組の推進
- 農山漁村のバイオマス資源の徹底活用、まちづくり・インフラ整備における資源循環の推進
- 食品ロス削減、食品リサイクルの推進、持続可能な航空燃料(SAF)の供給・利用の促進
- サステナブルファッション、使用済紙おむつリサイクルの推進

4. 資源循環分野の国際ルール形成

- 企業の情報開示システムである「グローバル循環プロトコル(GCP) 1.0」の企業現場や金融機関での活用、企業の意見を踏まえたバージョンアップを主導、国際標準化の取組

5. 循環経済を国民運動に

- 循環経済パートナーシップ(4CE) J、「サーキュラーパートナーズ(CPs) J、「資源循環自治体フォーラム」等を活用した主体間連携の推進
- IGREEN×EXPO 2027の会場での資源循環の取組と情報発信

メタルリサイクル推進戦略

資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業界の国際競争力の確保を前提として、特に重要な次のベースメタル・重要物資については、2030年までの再生材供給の目標を設定し、再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。(マクロアプローチ)
その達成のため、都市鉱山等からの資源回収、再資源化等の強化に戦略的に取り組む。(ミクロアプローチ)。

<鉄>

建設中の革新電炉に高品位鉄スクラップを投入することで、CO2を削減し、高品質鋼材を生産可能。生産時のCO2を削減した「グリーン鉄」の供給体制構築は、鉄鋼業の競争力維持・強化のために必要不可欠。大量の高品位鉄スクラップが新たに必要となるため、低品位の鉄スクラップを高品位化し、高品位化する能力の確保が戦略的に重要。不適正スクラップヤード、不適正輸出への対策も重要。

| 短期 | 中長期 | 2030年目指す姿 |
|----------------------------|------------------|-----------------------------------------|
| 動静新企業の連携による高度な選別・解体実証、設備投資 | 実証を踏まえた必要な設備投資 | グリーン鉄の原料となる高品位鉄スクラップを追加的に年間約200万トを目安に確保 |
| 不適正スクラップヤード対策の導入(制度的対応) | ヤード対策・水際対策の着実な実施 | |

<アルミニウム>

アルミは自動車や建材等に幅広く利用されている。我が国は、新地金を100%輸入しており、輸入依存度の低減やCO2排出量の削減のため、リサイクルの推進と再生アルミ原料の活用拡大が重要。再生アルミ原料の使用が困難とされる「展伸材」(板・棒製品)については、再生アルミ原料使用量を増やす技術開発、設備投資等の取組が重要。

| 短期 | 中長期 | 2030年目指す姿 |
|--------------------------------|------------------------------|-----------------------|
| 再生アルミ原料の選別や不純物の除去に関する技術開発、設備投資 | 技術開発等を踏まえた設備投資、リサイクルに必要な体制整備 | 展伸材の再生アルミ原料比率の目安を約4割に |

<銅>

電気分解により製造される純度の高い銅地金(電解銅)は、DXやGXを支える基盤素材として重要性が高まっている。我が国は銅精鉱を100%輸入。輸入依存度の低減や製錬事業基盤強化に向けて、e-scrapや銅スクラップ等の処理量を増やす技術開発・設備投資等の取組が重要。国内からの回収に加え、同志国を中心とした海外からの調達多角化が急務。

| 短期 | 中長期 | 2030年目指す姿 |
|--------------------------|-----------------|-----------------------------|
| e-scrap等の処理拡大に関する技術開発 | 実証を踏まえた必要な設備投資 | 国産電解銅の約3割を、e-scrap等の再生原料由来に |
| e-scrap等の輸入手続の電子化システムの開発 | 同志国からの輸入手続期間を短縮 | 再生資源 30% 天然資源 70% |
| e-scrap等の国際資源循環ネットワークの構築 | | |

<永久磁石>

電動車の普及に伴い、レアアースを用いた永久磁石の世界需要の増加が見込まれ、生産能力確保が課題。我が国は、永久磁石の製造技術で優位性を持つ一方、原材料である重要鉱物を特定国に大きく依存。リサイクルによって原材料の自給率を高めることによって、自律性・不可欠性を高めることが急務。

| 短期 | 中長期 | 2030年目指す姿 |
|------------------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 使用済磁石の回収・解体・選別・分離精製等に関する技術開発、実証、検証 | 技術開発等を踏まえた設備投資、リサイクルに必要な体制整備 | 永久磁石の原材料の約3割をリサイクルによって賄う |

「循環経済行動計画」主要施策の概要

「循環経済行動計画」主要施策(工程表)

循環経済行動計画 2

循環経済行動計画（見出し）

I. 基本的な考え方

II. 具体的な施策

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化（重要鉱物、金属資源等）

<メタルリサイクル推進戦略>

- ① 鉄（グリーン鉄）
- ② アルミ
- ③ 銅
- ④ 永久磁石

(1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

2030年までに官民で約1兆円の投資を目指す

- 投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築（予算面、金融面等）（制度的措置を含む）（環境省・経済産業省）
- グリーン鉄生産に向けたメタルリサイクル（環境省・経済産業省）
- 低炭素アルミニウム生産に向けたメタルリサイクル（環境省・経済産業省）
- 国産電解銅の再生原料比率の向上に向けたe-scrap等の処理量増加（環境省・経済産業省）
- 永久磁石の安定供給確保に資する資源循環（経済産業省・環境省）
- リチウムイオン蓄電池に係る重要鉱物の国内循環システムの構築（経済産業省）
- 港湾を核とした物流システムの構築による広域的な資源循環の促進（国土交通省）

(2) 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

- 再資源化事業等高度化法の認定事業による製造業と資源循環業の連携強化（環境省）
- 再生プラスチック等の需要拡大に向けた支援・ルール整備（環境省・経済産業省）
- 自動車等向け再生プラスチック市場構築推進事業（環境省・経済産業省）
- 製造業・資源循環産業におけるデータ共有促進に向けたサーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームの構築（経済産業省）
- プラスチックに着目したサーキュラーエコノミーシステム構築に係る研究開発実証（環境省・経済産業省）（内閣府SIP事業）
- 産官学連携によるサーキュラーエコノミーの加速化（経済産業省・環境省）
- 廃棄物・資源循環分野におけるDX/フィジカルAIの活用（環境省）
- 資源循環分野における担い手・人材確保（環境省）

(3) 循環資源の海外流出の抑制

- 不適正スクラップヤードへの規制強化に向けた制度構築（環境省）
- 金属スクラップ等の国内資源循環促進のための海外流出抑制策、水際対策、パーゼル運用強化（環境省・経済産業省・財務省）

(4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

- 再生プラスチック等の需要拡大に向けた支援・ルール整備【再掲】（環境省・経済産業省）
- 政府調達における循環性基準の導入によるマーケットの創出支援（環境省）
- 産官学連携によるサーキュラーエコノミーの加速化【再掲】（経済産業省・環境省）
- CEコマース事業の推進（経済産業省）

(5) 社会的課題への対応

- 太陽光パネルのリサイクルの推進（環境省・経済産業省）
- 「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づく、分別回収の徹底や再資源化の促進（環境省）

2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

- 重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携（環境省、経済産業省、外務省、財務省）
- ASEAN主要国におけるE-waste/バッテリーの回収や適正解体、リサイクル等に関する法令整備、民間連携等の支援（環境省）
- バーゼル条約に基づく輸出入手続等円滑化事業（環境省・経済産業省）

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

- 地域の資源循環ビジネスの創出等のための伴走支援（環境省）
- 再資源化が困難な地域資源の再資源化を推進するための技術実証・設備導入支援等（環境省）
- 廃棄物や未利用資源などの国内資源を活用した地域脱炭素の推進（環境省）
- 循環型社会形成推進交付金（環境省）
- 地域未来交付金等による地方公共団体の取組支援（内閣府）
- ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）（総務省）
- 適正なリユース市場の規模拡大に向けた施策パッケージ（環境省）
- 地域の未利用資源等を活用した農林漁業循環経済地域づくりに向けた支援（農林水産省）
- 中高層等の木造建築の推進や木質系新素材の技術開発を通じた森林資源の循環利用の確立（農林水産省）
- 長く使える住宅ストックの形成・空き家の管理や活用の推進（国土交通省）
- 建設リサイクルの高度化（国土交通省）
- インフラ長寿命化の推進（国土交通省）
- 商用電動車を利用した再エネ地産地消モデルの推進（国土交通省）
- 中大規模建築物における木材利用の促進（国土交通省）
- 下水汚泥資源の有効利用の推進（国土交通省、農林水産省）
- 食品ロス削減推進・食品リサイクル促進事業（消費者庁、農林水産省、環境省）
- 持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業（経済産業省）
- SAFの導入促進（国土交通省）
- SAFの供給拡大に向けた資源循環の促進（環境省）
- サステナブルファッションの推進（消費者庁、経済産業省、環境省）
- 使用済紙おむつリサイクルの推進（環境省）

4. 資源循環分野の国際ルール形成

- 資源循環分野の情報開示スキーム及び循環性指標の国際ルール形成（環境省）
- 産官学連携によるサーキュラーエコノミーの加速化【再掲】（経済産業省・環境省）

5. 循環経済を国民運動に

- 循環経済・パートナーシップ（J4CE）（環境省・経済産業省）
- 産官学連携によるサーキュラーエコノミーの加速化【再掲】（経済産業省・環境省）
- 資源循環自治体フォーラム等を通じた資源循環ビジネス創出支援（環境省）
- 「GREEN×EXPO 2027」の会場での資源循環の取組と情報発信（国土交通省・農林水産省・環境省・経済産業省）

III. 施策の着実な実施と進捗管理

PIEMS-Lab解釈（Web未掲載）

「循環経済行動計画」が4月21日、内閣官房長官を議長とする循環経済に関する関係閣僚会議で取りまとめられました。天然資源のみならず再生資源も獲得競争の時代に突入している中、日本は電子スクラップ（e-scrap）を始めとするリサイクル可能な資源の多くが海外流出、焼却・埋立されています。このような現状を踏まえて、官民で特に「再生資源供給サプライチェーンの強靱化」投資を促進し、循環経済への移行を加速して成長戦略に繋げていくことが重要になっていくことから「循環経済行動計画」が取りまとめられました。行動計画は5つの大きな柱から成り立っています。すなわち、再生資源供給サプライチェーンの強靱化、日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築、地域循環資源の徹底活用による地域活性化、資源循環分野の国際ルールの形成、循環経済を国民運動への5つの柱です。ポイントは「再生資源供給サプライチェーンの強靱化」であり、「メタルリサイクル推進戦略」です。鉄（グリーン鉄）、アルミ、銅および永久磁石に関して、マクロアプローチとして2030年までの再生材供給目標を掲げ、ミクロアプローチとして短期・中長期的な施策の工程表を掲げています。「動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化」の項では、容器包装由来の高品質な再生プラスチック供給も取り上げています。しかし、必要な制度的措置の検討にとどまっています。また、官主導のプラットフォームであるCPs（サーキュラー・パートナーズ）については持続的な運営のあり方を検討するとしていますが、海洋プラスチック問題を起点としてプラスチック製品の3Rなどの取組みの民間主導のCLOMAの取組みには触れられていません。「メタルリサイクル推進戦略」以外の項目に関しては、再資源化事業等高度化法の認定事業、不適正スクラップヤードへの規制強化、太陽光パネルのリサイクル法制化、食品ロス削減、SAFの導入促進など既存政策を再整理して行動計画に取り込んだ感があります。

情報サイトから

リサイクル

- ケミカルリサイクル
 - 出光興産、消費者の廃プラを建設資材に 竹中工務店などと(20260413環境ビジネス) [source](#)
 - 繊維to繊維リサイクルの実現に向け戦略的提携 JEPLANとSyre(20260422環境新聞) [source](#)
 - コンビニで衣料品・雑貨回収ボックスの実証実験開始 ブックオフとファミリーマート 都内30店舗に「R-LOOP」設置しCEを推進(20260422環境新聞) [source](#), [source](#)
 - キューピーなど異業種6者が連携、プラ容器の回収から再商品化・販売まで実現(20260422環境ビジネス) [source](#)
 - 出光、ナフサ代替品の製造開始 廃プラ年2万tをケミカルリサイクル(20260502環境ビジネス) [source](#)
 - 鹿島など、ケミカルリサイクル35%が可能(20260613日経) [source](#)
 - 太陽石油、製油所で廃プラ再利用 石油代替へ国内調達(20260625日経) [source](#)
- 群成舎、廃プラ使い燃料 軽油と混合 群馬県補助、農機で実証(20260428日経) [出典不明](#)
- 「NLOOP」のプラスチックリサイクル施設が本格稼働 海野清掃産業など4社が設立、長崎市のプラ一括回収に対応(20260429環境新聞) [出典不明](#)
- 太陽光発電パネルのガラス、粉碎せずにリサイクル可能に 高度化法で認定(20260511環境ビジネス)
- 石坂産業、DINS関西、浜田の3社を認定 環境省「再資源化事業等高度化法」の第1陣(20260513環境新聞)
- 廃棄太陽光パネルの収集運搬、3件採択 効率的な回収体制のため政府で実証(20260623環境ビジネス)
- MSC、難処理プラを再資源化、汚れ・臭いや紙シール付着でもリサイクル可能に(20260625環境ビジネス) [source](#)

PIEMS-Lab解釈 (Web未掲載)

ケミカルリサイクルに関して、出光興産・竹中工務店などが消費者使用済み廃プラを建設資材に、ブックオフとファミリーマート 都内30店舗に「R-LOOP」設置しCEを推進、キューピーなど異業種6者が連携してプラ容器の回収から再商品化・販売まで実現などの新聞発表がありました。

バイオマス

- 三菱ケミカルグループ、生分解性プラ事業から撤退(20260513日経) [source](#)
- 「見た目は紙でも中身は最先端」東洋製罐、CNCで容器の常識を変える(20260428環境ビジネス) [source](#)

その他

- アメリカ環境保護庁、飲料水汚染対策の優先対象にマイクロプラスチックと医薬品を初指定へ(20260420 EICネット)
- 経産省が識別表示基準見直しへ PETボトル、ばら売りでもラベルレスOKに(20250428環境ビジネス)
- FAO報告書 食品容器包装 再生プラ使用に厳格な安全基準を 多くの化学物質含有が判明 各国で異なる規制、グローバル基準策定を(20260520環境新聞)
- 欧州環境庁、循環経済の浸透と公正な移行を図る報告書を発表(20260514 EICネット)
- 欧州環境庁、循環経済確立へ向け、具体的取組と効果を示す評価報告書3編を発表(20260603 EICネット)
- プラスチック汚染防止、27年3月に国際会合 条約案合意目指す(20260608日経)

PIEMS-Lab解釈 (Web未掲載)

2024年5月に施行した『資源循環高度化法』では、廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續を不要とする2つの特例を設けています。高度再資源化事業(累計1)と高度分離・回収事業(累計2)です。4月30日に同法に基づく初の認定が行われました。累計1では石坂産業(ポリプロピレン、金属)とDINS関西(二次電池)が認定され、累計2では(株)浜田(廃太陽光電池)です。認定状況は環境省のWebに掲載されています。

生物多様性

政府公表

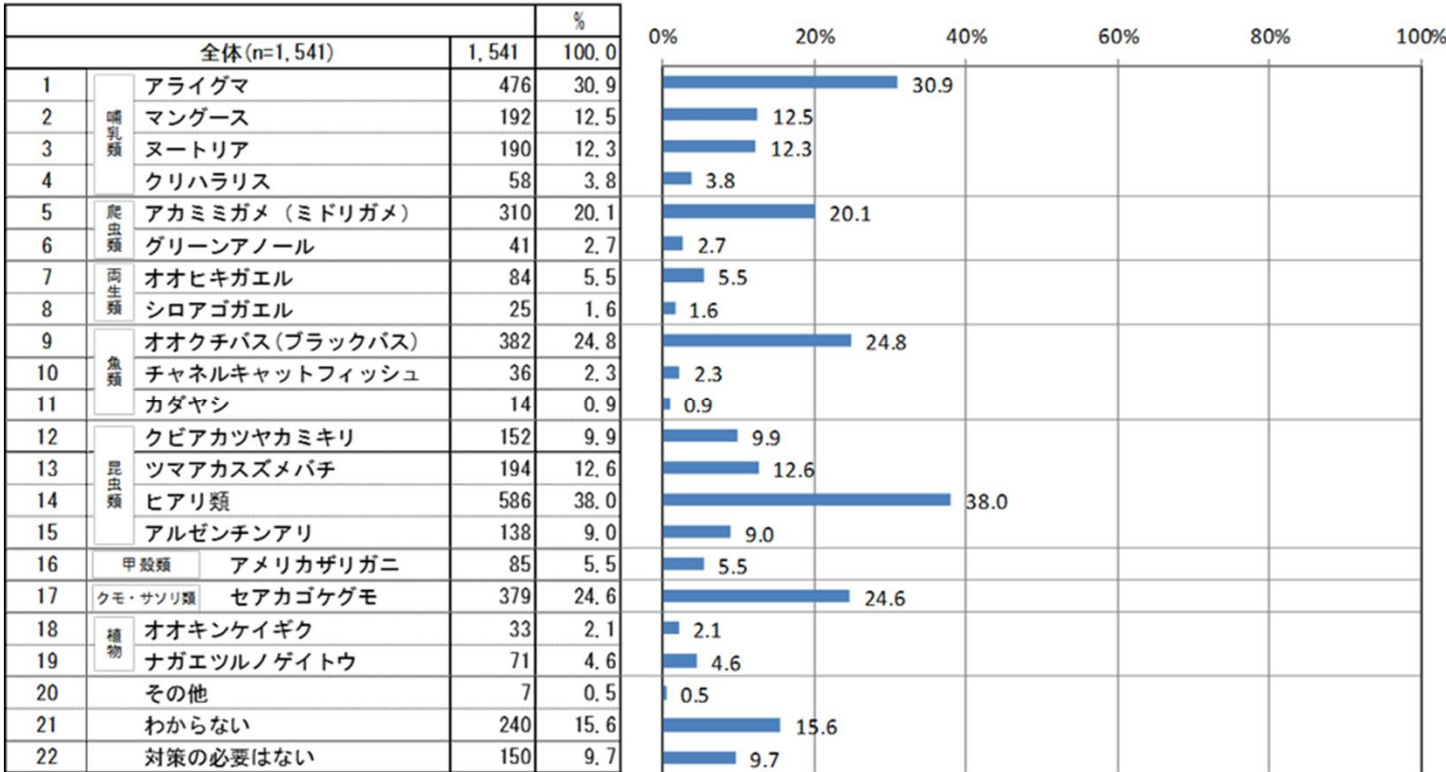
- 令和7年度外来生物問題等認知度調査等の結果について([環境省報道発表2026年06月09日](#)) ppt作成

情報サイトから

- 自然の多様な機能生かすグリーンインフラ事業、資金調達ガイドラインを公表 (20260512環境ビジネス)
- 音響で生物多様性の調査 長野県の自然共生サイトで サンクゼールら (20260427環境新聞)
- 生物多様性 貢献度を簡易・定量的に可視化 大成建設、NPの評価手法を開発・公開 (20260429環境新聞)
- バイオーム、TNFD対応支援を強化 解析基盤刷新でデータ量2.5倍に (20260519環境ビジネス)
- バイオーム、自然資本分析ツールを強化 高精度化、データ量2.5倍 (20260527環境新聞)
- シンク・ネイチャー、森林・土地・農業のGHG 可視化システムを発売 (20260522環境新聞)

令和7年度外来生物問題等認知度調査等の結果

1. 環境省で実施した「令和7年度外来生物問題等認知度調査」の結果について取りまとめましたので公表します。
2. 環境省では、外来生物法や外来生物問題に対する認知度、意識の実態等を把握することを目的に、平成23年度から調査を実施しています。令和7年度は、全国の中学生以上を対象にインターネットによる調査を実施し、有効回答数は1,541件でした。
3. 「外来種」又は「外来生物」という言葉について、「意味を知っている」又は「聞いたことがある」と回答した割合は90.9%（※）と、高い認知度を示しました。一方、経年変化を見るとやや減少傾向が見られました。
4. 環境省では、認知度調査の結果を踏まえ、外来生物法や外来生物問題に関する効果的な普及啓発を行ってまいります。



外来種対策の例

- ・ 見慣れない生物 (外来種かもしれない生物) や外来種を見かけたら地方公共団体に通報する
- ・ 栽培する植物 (庭木等を含む) や飼育する生物に在来種を選ぶ
- ・ ペットを野外に逃がさない・栽培する植物を適切に管理し野外に広がらないようにする
- ・ 外来種を飼育・栽培する前に責任をもって飼育・栽培できるかよく考える
- ・ 外来種問題について他の人と話す
- ・ 外来種の防除 (駆除) 活動に参加する
- ・ 外来種問題について学ぶ
- ・ 服の付着物や靴底の泥を確認し、外来種の非意図的な運搬を防ぐ

PIEMS-Lab 解釈 (Web未掲載)

環境省が6月9日、「令和7年度外来生物問題等認知度調査」結果を公表しました。「外来種」又は「外来生物」に対して高い認知度示している一方、経年変化では減少傾向にあるという結果です。印刷業界では生物多様性に関する取組みは、主として森林認証紙の選択です。外来種対策は、希少生物種の保全・保護とともに、業務とは直接関係ないものの、ボランティア活動として社員が参加することには意義があります。このとき、調査項目となっている「外来種対策の例」が参考になります。

環境経営

政府などの公表

- 令和8年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書の公表について([環境省報道発表2026年06月05日](#)) ppt作成
- 「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」(別冊)実践事例集の公表について([環境省報道発表2026年06月26日](#)) ppt作成

情報開示

- TNFD、SBTN、GRI、「自然状態」観点で基準改定へ。共通概念を基に指標整理(20260413 Sustainable Japan)
- CDPサプライヤーエンゲージメント2025 日本企業366社が最高評価に(20260522環境ビジネス)
- 米証券規制当局(SEC)、上場企業の排出量開示ルール撤廃へ(20260530日経)
- サステナ情報の開示義務化 企業の適用拡大は慎重に検討を 衆院、金商法等改正案に付帯決議(20260617環境新聞)

SSBJ

- 有価証券報告書におけるSSBJ基準への言及について(注意喚起)の公表([20260529 SSBJ](#))
⇒ SSBJ基準のすべての定めに準拠していない場合は、当期においてSSBJ基準のすべての定めに準拠していない旨を明示することが適切であり、SSBJ基準のすべての定めに準拠することを予定している時期や、SSBJ基準のすべての定めに準拠することにに向けた当期の進捗の状況について開示すべきと注意喚起。「SSBJ基準を踏まえて開示している。」「SSBJ基準を考慮して開示している。」「SSBJ基準を参考にして開示している。」などの記載は不適切。
- サステナビリティ開示実務対応基準第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」の公表([20260611 SSBJ](#)) ppt作成
- 公表済みのSSBJハンドブックの一部更新([20260613 SSBJ](#))
⇒ SSBJ基準用語集の更新(Ver. 3.0)

その他

- 政府、サステナ情報の開示・保証制度を整備 金商法等改正案を閣議決定(20260415環境新聞)
- 環境省、グリーンボンドガイドライン及びグリーンローンガイドライン 付属書I(グリーンリスト)を改訂(20260420EICネット)
- 金融庁が方針公表 スコープ3排出量など適用対象 サステナ情報開示の責任免除ルール(20260422環境新聞)
- ISO14001 26年改訂版が発行 気候変動対応など重点(20260422環境新聞)
- ISOがISO 14001:2026を発表、67万以上の組織が環境パフォーマンスへの圧力を高める中(20260415 OnestopESG)
- ISO14001改訂とEMS認証機関の対応 2026年改訂版が4月15日に発行 気候変動など優先課題への対応を支援(20260513 環境新聞)
- G7環境大臣会合、7つの宣言を採択 PFASやIUU漁業対策で連携強化(20260507環境ビジネス)
- 世界の貧困、増加の勢い SDGs息切れ「30年目標」達成ゼロも(20260623日経)

令和8年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

令和8年版のポイント

- 2026年4月に「循環経済行動計画」を決定し、再生資源供給サプライチェーンの強靱化や日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築等を柱とする施策に取り組んでいく。
- 2025年12月に「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を取りまとめ、不適切事案に対する法的規制の強化、地域の取組との連携強化、地域共生型への支援の重点化等を進める。
- 2025年11月に「クマ被害対策パッケージ」、2026年3月に「クマ被害対策ロードマップ」を決定し、自治体支援や個体数管理、関係省庁・自治体間連携を強化して被害軽減を進める。

令和8年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書の構成

令和7年度 環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等

| 循環経済（サーキュラーエコノミー）で日本列島を強く豊かに | |
|------------------------------|------------------------------------|
| 第1部 | 第1章 循環経済への移行加速化に向けたこれまでの経緯と背景 |
| | 第2章 循環経済を巡る世界・我が国の状況 |
| | 第3章 循環経済への移行に向けた取組 |
| | 第4章 循環経済行動計画に基づく今後の我が国の循環経済ビジョン |
| 各分野の施策等に関する報告 | |
| 第2部 | 第1章 地球環境の保全 |
| | 第2章 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組 |
| | 第3章 循環型社会の形成 |
| | 第4章 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組 |
| | 第5章 包括的な化学物質対策に関する取組 |
| | 第6章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策 |

令和8年度 環境の状況を考慮して講じようとする施策等

| | |
|-----|--------------------------------|
| 第1章 | 地球環境の保全 |
| 第2章 | 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組 |
| 第3章 | 循環型社会の形成 |
| 第4章 | 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組 |
| 第5章 | 包括的な化学物質対策に関する取組 |
| 第6章 | 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策 |

【新聞等報道】

- クマ出没最多、環境白書「事態深刻」 昨年度5万件超（20260606日経）
- 2026年版「環境白書」太陽光パネル・蓄電池・廃プラ等の資源循環を解説（20260609環境ビジネス）
- 循環経済で日本列島を強く豊かに 経済社会の構造自体を変革する鍵 政府、26年版環境白書を閣議決定（20260610環境新聞）

自然再興（ネイチャーポジティブ）

- 「自然再興：ネイチャーポジティブ」は、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことで、自然保護だけでなく、社会・経済全体を生物多様性の保全等に貢献するよう変革させていく考え方。
- その実現に向けて30by30目標の達成に向けた取組や、国立公園海嶺プロジェクトなどの取組を推進。
- また、2025年度はクマの出没情報数、クマによる事故者数及び死者数が過去最多を記録するなど、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、自治体支援や関係省庁間連携等を強化して被害対策を進めている。

「30by30目標」（2030年までに、陸地の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しよとする目標）

- 我が国では、2025年8月現在、陸地の約21.0%、海洋の約13.3%を生物多様性に資する保護地域及びOECMに指定。

OECM等における取組（OECM：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）

- 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを2023年度より開始。「地域生物多様性増進法」が成立し、2025年4月に施行。2026年3月時点で569ヶ所を認定。
- 里地聖山等に見られる人と自然の関係性を踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用を両立させる取組として、SATOYAMAインテグレーション的に進められている。

自然共生サイト：下田町（千葉県柏市）

自然共生サイト：北海道大学札幌キャンパス（北海道札幌市）

資料：特定非営利活動法人 下田の杜里山フォーラム
資料：国立大学法人 北海道大学

クマ被害の状況と対策

- 2024年4月にクマを指定管理動物に指定し、同年8月から地方自治体のクマ対策への財政支援を開始。2025年4月の鳥獣保護管理法改正で緊急統制制度を整備。
- 2025年度、車日本を中心にクマの出没が多発し、出没情報数、人身被害者数及び死者数が過去最多を記録。
- 2025年11月に「クマ被害対策パッケージ」、2026年3月に「クマ被害対策ロードマップ」を関係関係会議において決定。自治体支援や関係省庁間連携等を強化して被害対策を進めている。

国立公園海嶺プロジェクト

- 国内外の訪客促進による、国立公園の保護と利用の好循環の実現に向けて、自然体験ツアー等の企画・受入体制整備等や多言語解説の充実、ガイド人材の育成支援等を行うとともに、地域の関係者との連携のもと、新たなロングトレイルの開通等を進めた。
- 2026年3月に「国立公園海嶺プロジェクト」の2026年以降の取組方針の策定を行うとともに、13の国立公園において「ステップアッププログラム」の改訂を進めた。

炭素中立（ネット・ゼロ）

- 我が国としては、脱炭素と経済成長の同時実現を目指し、2050年炭素中立（ネット・ゼロ）の実現に向けた取組を着実に進めていく。
- 世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。
- 2025年12月に取りまとめた「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」に基づき、不適切事案に対する法的規制の強化、地域の取組との連携強化、地域共生型への支援の重点化等を進める。

世界気象機関（WMO）は、2025年が工業化前の世界の平均気温と比べて約1.43℃高かったことを発表。

2025年11月、ブラジル・ベレンにおいて開催されたCOP30-CMP20-CMA7においては、石原宏高環境大臣から、多国間主義に基づき世界全体での脱炭素に連携して取り組むことの重要性を訴えた。

2025年12月に大規模太陽光発電事業に関する関係関係会議において「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を取りまとめた。同パッケージを基に、不適切事案に対する法的規制の強化、地域の取組との連携強化、地域共生型への支援の重点化等を進める。

資料：環境省

ペロブスカイト太陽電池

日本の技術として開発の進むペロブスカイト太陽電池は、軽量・柔軟という特徴を有し、耐荷重性の低い屋根や建物壁面等、従来の太陽電池では設置が困難だった場所への導入を可能とする次世代技術。

この技術の活用により、太陽光発電が直面する様々な課題を乗り越えながら、再生可能エネルギーの更なる導入拡大につながる事が期待される。

資料：資源エネルギー庁

PIEMS-Lab解説（Web未掲載）

6月5日の環境の日に「令和8年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」が公表されました。4月に「循環経済行動計画」が策定されたことから、テーマは「循環経済（サーキュラーエコノミー）で日本列島を強く豊かに」です。第1部は同計画の内容の紹介です。第2部は環境省が行った施策が記載されています。

「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」(別冊) 実践事例集

環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き・(別冊) 実践事例集のポイント



- サステナビリティ開示の義務化や、開示対象範囲の拡大に対して、事業者が効果的・効率的に取組を進められるよう、複数の環境課題に係る情報開示等を行う際の開示手法例やメリットについてまとめた「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」を策定。(令和7年6月)
- 統合的取組・開示を進める事業者の伴走支援を通じて、統合的取組・開示を進める際の実践面でのポイント等を整理した「別冊版(実践事例集)」を公表。(令和8年6月)

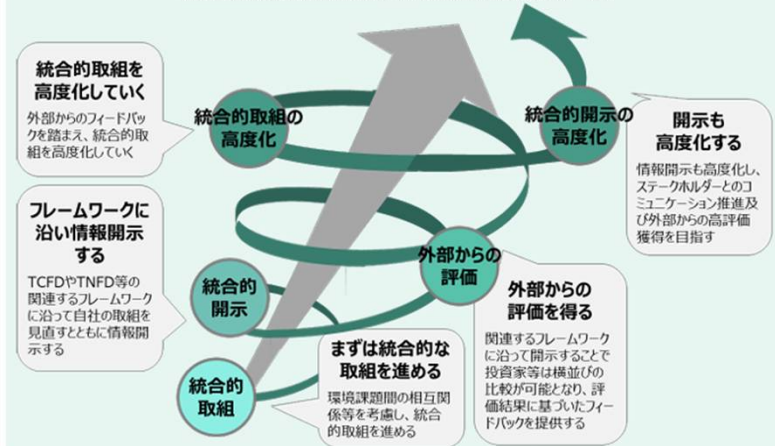
事業者のメリット等

- 複数の環境課題に対しての統合的なアプローチを進めていくことの**メリット**として、①**統合的なリスク・機会の認識**や、②**統合的な対策の実行**、③**将来収益の蓋然性の高まり**が挙げられる。
- 以下のようなステップで取組を深化させていくことが考えられる。
 - ✓ **環境課題間のつながりの理解**
 - ✓ **横断的なリスク管理・ガバナンス体制の構築**
 - ✓ **企業としてのレジリエンスの向上**

実践面でのポイント

- 気候変動・自然資本・資源循環等の個別の環境課題への対応状況を並列に示すのではなく、**相互に関連し、企業の持続的な価値創出にどのように結びついているかという説明の筋道を示す。**
- **まずは可能な範囲から着手し、既存の取組の見直しにつなげていくことが重要。**

(統合的取組と情報開示の中長期的な発展イメージ)



背景、概要

気候変動対策、生物多様性の保全や循環型社会の形成など対応すべき環境課題が拡大する中、企業に対する具体的な取組の実施とその情報開示への社会的な要請が高まっています。

環境省では、様々な環境分野における企業に対する開示の要求事項に対して、企業が効果的・効率的に対応し、複数の環境課題の同時解決に資するアプローチである、環境課題の統合的取組の手法等を有識者による研究会において検討し、「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」(以下「手引き本編」という。)を令和7年6月に公表しました。

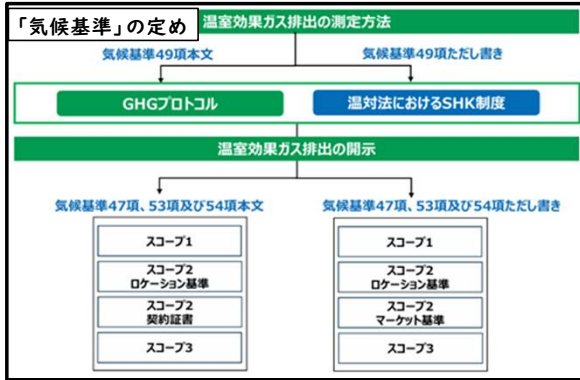
本書は、「令和7年度脱炭素実現に向けた統合的取組実装モデル支援事業」を通じてまとめた、事業者が環境課題の統合的取組・情報開示に実際に取り組んだ際に得られた知見等を、実践面に重点を置いてまとめたものです。

事業者が抱えている課題や取組状況はそれぞれ異なりますが、拡大する環境課題や開示要請に対して、各環境分野のつながりを意識しながら統合的なアプローチに取り組むことが、効果的・効率的な開示や対応策の実施につながります。手引き本編と併せた御活用を期待しています。

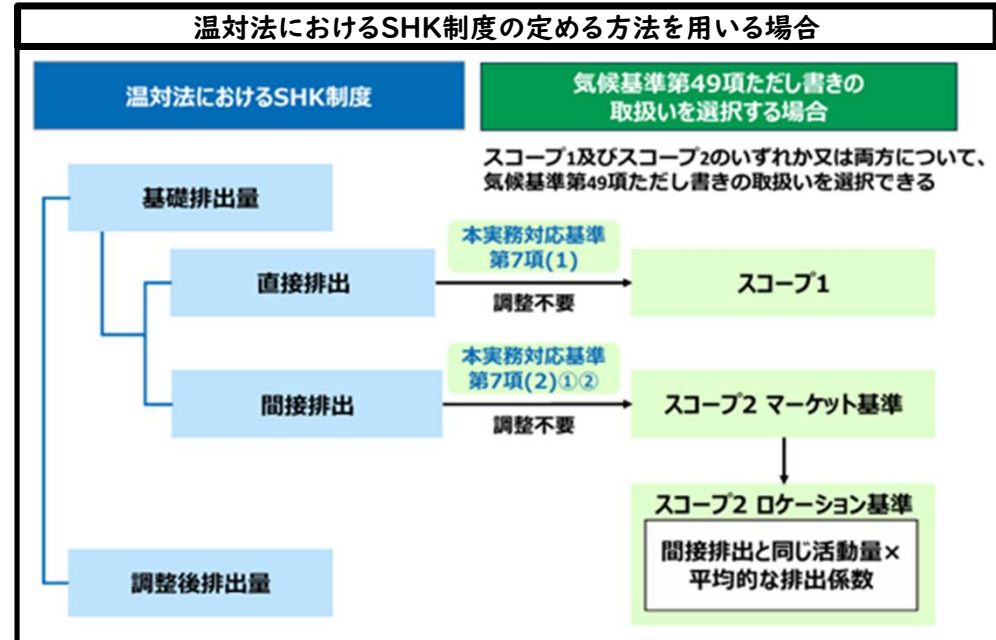
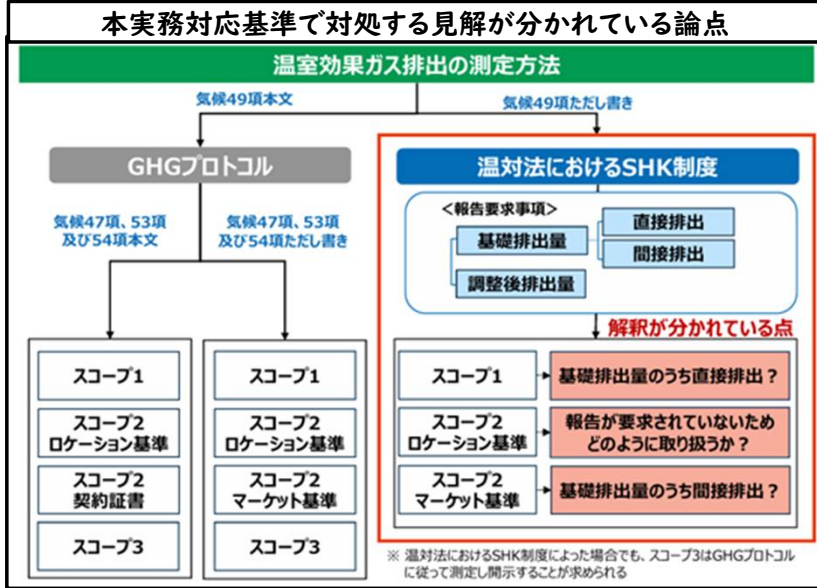
PIEMS-Lab解説(Web未掲載)

環境省は6月26日、「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」(別冊) 実践事例集を公表しました。これは、気候変動、自然資本、循環経済などの複数の環境課題の同時解決に資する「環境課題の統合的取組」と情報開示をまとめ、昨年(2025年6月)に公表した「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」の実践事例集です。アスクル(株)、佛極洋、大日本印刷(株)を対象に行われた「令和7年度脱炭素実現に向けた統合的取組実装モデル支援事業」を通じてまとめられたものです。ガバナンスおよびリスク管理では佛極洋の事例、戦略(リスク・機会の特定、シナリオ分析の統合)ではアスクルの事例、戦略(対応策の検討)および指標と目標では大日本印刷の事例を取り上げています。大日本印刷は「統合的取組・開示」への高度化を目指して、統合的取組実装モデル支援事業に参加し、一般的な公開シナリオの単なる参照から脱却するため独自のシナリオの要素を整理し、既存指標を「攻め」と「守り」の観点で「関連指標」「ガードレール指標」として再定義し、リスク、戦略、環境・財務インパクト、KPIを一貫通貫で紐づけた「リンケージマップ」を構築することで、効果的な戦略立案に向けた基盤を構築したと成果を挙げています。この成果は、2026年度の統合報告書に反映させ、継続的に見直し、「環境戦略と経営戦略との統合」と「実効的な環境施策の推進」を実現するとしています。

サステナビリティ開示実務対応基準第1号 「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出 を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」



PIEMS-Lab解釈 (Web未掲載)
SSBJは6月11日、「『温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示』」を公表しました。これは、サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」(気候基準)では、第49項では、「GHGプロトコル(2004年)」に基づいてGHG排出量を測定することを定めていますが、同項のただし書では『温対法』の算定・報告制度であるSHK制度による測定も認めているものの、不明確な点があり、これを明確にすることを目的としています。
これにより、①SHK制度の「基礎排出量」を使用すること、②SHK制度では要求がないスコープ2ロケーション基準排出量は、SHK制度の間接排出と同じ活動量を使用して測定することが明確化されました。



公害関連

環境省報道発表

- 令和6年度土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果について([環境省報道発表2026年04月23日](#)) ppt作成
- 令和6年度 大気汚染状況について([環境省報道発表2026年05月26日](#)) ppt作成

情報サイトから

- 光化学オキシダントの環境基準改正(官報20260130)
- 第10次水質総量削減「総量管理」に転換を 中環審が答申、制度見直しへ 栄養塩類管理の導入など(20260513環境新聞)

令和6年度 土壤汚染対策法の施行状況及び 土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果

結果概要

都道府県と政令市では、法に基づき、土地の所有者等が土壤汚染状況調査によって把握した土壤汚染の状況について、区域指定を行うことで土壤汚染の適正な管理を行っています。

令和6年度に法に基づく土壤汚染状況調査結果が報告された件数は1,680件（前年度1,509件）でした。調査の結果、土壤の汚染状態が指定基準を超過し、要措置区域に指定された件数は83件（前年度71件）、形質変更時要届出区域に指定された件数は578件（前年度517件）、合計で661件（前年度588件）でした。

(1) 法に基づく調査結果報告件数

| 法第3条 | 法第4条 | 法第5条 | 法第14条 | 処理業省令第13条 | 計 |
|---------|---------|------|---------|-----------|----------|
| 668 | 758 | 0 | 251 | 3 | 1,680 |
| (7,155) | (5,775) | (6) | (4,202) | (11) | (17,149) |

注1) カッコ内は法施行（平成15年2月15日）からの累計。

注2) 法第3条調査は、有害物質使用特定施設の使用の廃止時に行われる調査（令和元年度以降、法第3条第8項に基づく調査結果報告を含む。）

注3) 法第4条調査は、一定規模以上の土地の形質の変更時であって、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき等に行われる調査（平成30年度以降、法第4条第2項に基づく調査結果報告を含む。）

注4) 法第5条調査は、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるときに行われる調査

注5) 法第14条調査は、区域の指定を申請するために行われる自主的な調査

注6) 処理業省令第13条調査は、汚染土壤処理施設の廃止又は許可が取り消されたときに行われる措置としての調査

(2) 区域指定件数

| 要措置区域 | 形質変更時要届出区域 | 計 |
|---------|------------|---------|
| 83 | 578 | 661 |
| (1,093) | (6,506) | (7,599) |

注1) カッコ内は、要措置区域及び形質変更時要届出区域を新たに規定した改正法が施行された平成22年4月1日からの累計（汚染の除去等の措置を講じたことにより、区域指定が解除されたものを含む。）

注2) 要措置区域は、土壤汚染の摂取経路があり、人の健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

注3) 形質変更時要届出区域は、土壤汚染の摂取経路がなく、人の健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域

令和6年度 大気汚染状況について

PIEMS-Lab解釈 (Web未掲載)

光化学オキシダントについては、都道府県別状況環境基準達成状況、1日平均・年平均の上位局などのデータは別添にはない

結果の概要

(1) 大気汚染物質 (有害大気汚染物質等を除く。)に係る常時監視測定結果 (別添1)

ア 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

環境基準達成率は、一般局で99.5%、自排局で100% (令和5年度 一般局、自排局とも100%) でした。

全測定局の年平均値は、一般局で8.4 μg/m³、自排局で8.9 μg/m³ (令和5年度 一般局:8.5 μg/m³、自排局:9.2 μg/m³) でした。

イ 光化学オキシダント (Ox)

環境基準達成率は、**一般局で0%、自排局で0%** (令和5年度 一般局:0.1%、自排局:0%) であり、達成状況は依然として極めて低い水準となっています。

なお、光化学オキシダント注意報発令レベル (0.12ppm) の超過割合が多い地域※1における光化学オキシダント濃度の状況について、その長期的な改善傾向を評価するための指標値※2の令和4~6年度の結果は、平成31~令和3年度と比べて関東地域、東海地域、阪神地域が上昇、福岡・山口地域が横ばいでした。

また、令和6年の光化学オキシダント注意報の発令状況※3における注意報発令都道府県数は14都府県、発令延日数が77日であり、令和5年 (17都府県、延べ45日) と比較して、発令延日数は増加しました。また、光化学大気汚染によると思われる被害の届出は7人 (令和5年:2人) でした。

※1 関東、東海、阪神、福岡・山口の4地域

※2 光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するために、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会が提言した新たな指標であり、Ox濃度8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値を測定局毎に算出した上で、その地域で最も高い数値を「その地域の指標値」として算出したもの。(参照:

<https://www.env.go.jp/content/900403658.pdf>)

※3 警報 (発令レベル0.24ppm) の発令は0回

ウ その他の大気汚染物質

二酸化窒素 (NO₂) の環境基準達成率は、一般局、自排局とも100% (令和5年度 一般局、自排局とも100%) でした。

浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準達成率は、一般局、自排局とも100% (令和5年度 一般局、自排局とも100%) でした。

二酸化硫黄 (SO₂) の環境基準達成率は、一般局で99.6%、自排局で100% (令和5年度 一般局:99.8%、自排局:100%) であり、環境基準未達成局は火山の噴火の影響によるものでした。

一酸化炭素 (CO) の環境基準達成率は、一般局、自排局とも100% (令和5年度 一般局、自排局とも100%) でした。

(2) 有害大気汚染物質等に係る常時監視測定結果 (別添2、別添3)

環境基準が設定されている物質については、**ベンゼン**は固定発生源周辺1地点で環境基準を超過しました。**その他の3物質**は全ての地点で環境基準を達成していました。指針値については、設定されている11物質の内、7物質は全ての地点で達成していましたが、**塩化ビニルモノマー**は固定発生源周辺の1地点、**1,2-ジクロロエタン**は固定発生源周辺の3地点、**ヒ素及びその化合物**は固定発生源周辺の4地点、**マンガン及びその化合物**は固定発生源周辺の3地点で指針値を超過していました。また、環境基準や指針値が設定されていない7物質については、経年的にみると、その濃度はほぼ横ばい又は低下傾向でした。

印刷関連

- **日印産連「印刷産業環境ビジョン2050」公表** (20260408日本印刷産業連合会)
- ジャグラ 70周年記念誌「ジャグラ 70年 歴史と未来展望」を発刊 ジャグラの歩みと将来像を提示 (20260408ニュープリネット)
- OSPホールディングス ラベル印刷、米同業買収 料理宅配で需要 (20260414日経)
- 新星コーポレイション 温室効果ガス削減目標がSBTi承認 印刷業界のGX推進に向け脱炭素化支援を強化 (20260415ニュープリネット)
- インタビュー・「印刷業が衰退産業だと思ったことは、一度もない」株式会社ソウブン・ドットコム 木村崇義社長 (20260415印刷タイムス)
- 昇文堂、第17回千代田ビジネス大賞で「特別賞」受賞 (20260416印刷ジャーナル)
- パラシュート、断面印刷で書籍の価値創出を実現するデジタル印刷機発売 (20260420印刷ジャーナル)
- 和光紙器、廃プラを原料に代替素材 問い合わせ5倍 (20250624日経)
- **日印産連「印刷産業環境ビジョン2050」発表** 2030年中間目標にScope 1と2を55%削減を掲げ、持続可能な生産プロセスや製品・サービスへの転換を図る (20260428ニュープリネット)
- **日印産連** 公式キャラクター「ジッピー」によるGPマーク解説動画公開 顧客に対して環境配慮への取り組みやGPマークの付与価値を伝える (20260428ニュープリネット)
- 紙製伝票袋で脱プラ推進 吉田印刷所が発売へ 半透明素材に撥水加工 (20260508日経)
- 印刷工業会 新会長に大橋輝臣を選出、高付加価値コミュニケーションサービス産業への転換目指し12部会で活動 (20260520ニュープリネット)
- 今野印刷「水なし印刷」品質実証 環境配慮、ナノテラス活用 (20260519日経)
- **日印産連**、第65回JPC授賞式を挙行 (20260601印刷ジャーナル)
- オリコン「2026年ネット印刷通販顧客満足度ランキング」発表 グラフィックが2年連続で総合1位を獲得、商品別ではマヒトデザインなどが初首位 (20260523ニュープリネット)
- 矢野経済研究所 成長が続く軟包装デジタル印刷市場 水性インクジェット印刷機の登場に注目 (20260601ニュープリネット)
- TLP 通知物印刷特化のカーボンフットプリント算定サービスを開始 サプライチェーン全体のCO₂排出量開示と脱炭素経営を支援 (20260604ニュープリネット)
- 高速(包装資材商社)、10年で売上高6割増狙う ナフサ供給「問題ない」 (20260610日経)
- ジャグラ、新会長に原田大輔氏 - 会員拡大に注力 (20260622印刷ジャーナル)
- **日印産連**、新機1工場と更新26工場を認定 (20260623印刷ジャーナル) GP認定工場は全439事業所
- アイモス(香川の印刷会社)、廃棄オリーブ枝を洋紙に転生、地域資源の価値開拓 (20260624日経)
- 日本WPA、新会長に池上鎌三郎氏(ファビオ)が就任 (20260625印刷ジャーナル)
- 国府印刷社、第35回日本文具大賞「サステナブル部門」において優秀賞 (20260626印刷ジャーナル)

印刷産業環境ビジョン2050

●印刷産業環境ビジョン 2050

私たち印刷産業は、これまでの環境保全の取り組みに加えて、これからも持続可能な社会の実現に向けて以下の重点目標を掲げます。

1. 脱炭素社会の実現

事業活動に伴う温室効果ガスの排出量（Scope 1、Scope 2、Scope 3）を実質ゼロにすることを目指します。このために、エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの導入を推進し、持続可能な生産プロセスや製品・サービスへの転換を図ります。

2. 循環経済の深化

事業活動を通じて循環経済の実現を目指します。資源のリサイクルや再利用を促進し、廃棄物の削減に努め、持続可能な資源利用を推進します。

3. 自然共生社会の推進

事業活動において生物多様性の保護と促進に取り組み、自然共生社会の実現を目指します。環境保全に配慮した製品開発や地域社会との協力を通じて、持続可能な未来を目指します。

これらの目標を実現するために、業界全体で環境への取り組みを強化し、新たに生じる社会・環境の変化にも迅速かつ前向きに対応、持続可能な未来の実現に向けて行動してまいります。